

高島市交通バリアフリー基本構想 (JR 近江高島駅周辺地区)

<全体版>

平成23年3月

高 島 市

『みんなが主役で

すべての人にやさしい 歩いて楽しいまち』

を目指して

目 次

1. はじめに	1
1.1 基本構想策定の背景と目的	1
1.2 基本構想の位置づけ	2
1.3 基本構想の対象とする重点整備地区	6
2. 高島市の概況	8
3. 近江高島駅と周辺地区の現況	11
3.1 近江高島駅の現況	11
3.2 近江高島駅周辺の現況	13
3.3 近江高島駅周辺のバリアフリーに関する整備課題	17
4. 現地点検調査等による課題	18
4.1 現地点検調査等の概要	18
4.2 現地点検調査結果	24
4.3 ヒアリング調査結果	31
4.4 現地点検調査等から得られた課題	33
5. 基本理念と基本的な方針	35
5.1 基本理念	35
5.2 基本的な方針	36
6. 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路の設定(案)	38
6.1 設定の方針	38
6.2 重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路の設定(案)	39
7. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業・その他事業	41
7.1 事業計画の策定方針	41
7.2 特定事業計画	43
7.3 その他の事業に関する計画	53
8. 移動等円滑化の事業推進に向けて	57
<用語の解説>	58
<参考資料> JR 湖西線近江高島駅エレベーター施設配置に係る 公立高島総合病院外来患者アンケート調査による自由記述	61
【付属資料】	
1. 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱	67

1. はじめに

1.1 基本構想策定の背景と目的

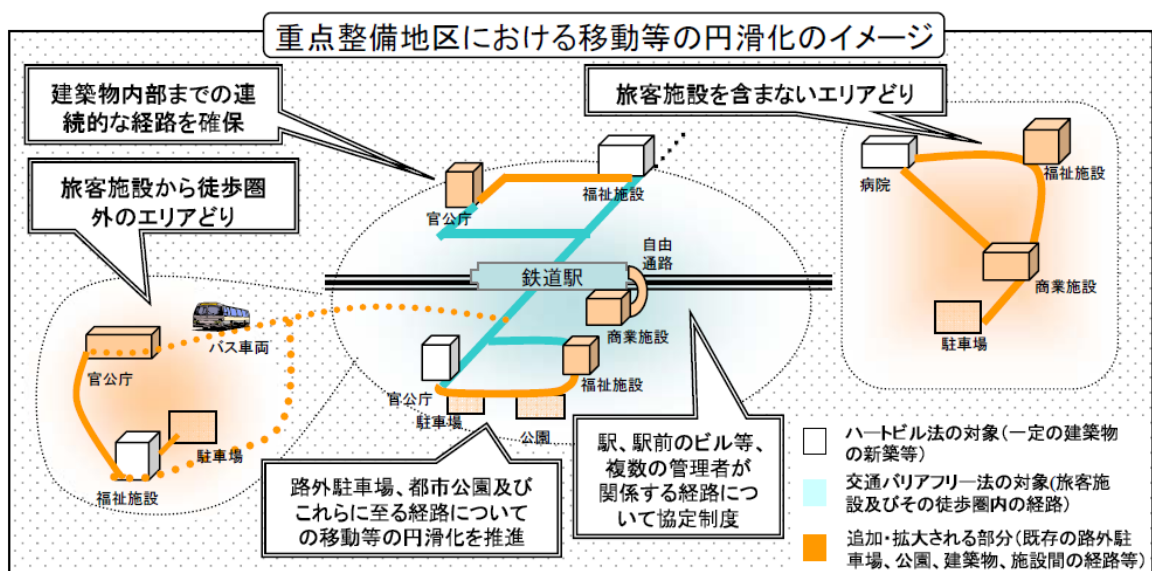
急速な少子高齢化社会の進展を背景に、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上が求められ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が平成 18 年 12 月から施行されています。

高島市においても「安曇川駅」及び「近江今津駅」においてバリアフリーへの取り組みがなされているものの、その他の 4 駅については乗降客数が 5 千人に満たないこともあり、バリアフリー未対応な状況にあります。

しかし、高島市では『人が支え合う地域づくり』の実現に向けて、地域単位で高齢者や障がい者が明るく生き生きと安心して暮らしていける地域社会づくりを積極的に進めるとされていること、市内の高齢化が急速に進んでいることなどからも、残された 4 駅についてのバリアフリー化への対応が求められています。

残された 4 駅のうち、近江高島駅及びその周辺については、駅に近接する公立高島総合病院の建替え（平成 24 年完成予定）が進められており、それらと合わせて駅及び駅周辺のバリアフリーの対応が求められていること、さらに周辺に高齢者等の利用が多いと考えられる医療施設、保健施設、福祉施設等が多く立地しているなど、特にバリアフリーの必要性・緊急性が高い地区です。

そこで、本基本構想は、『JR 近江高島駅周辺地区』を対象として、バリアフリー新法の第 25 条で定める「移動等円滑化基本構想」を、関連する都市計画等の諸計画と調和・整合を図りつつ作成することを目的として実施します。



資料：国土交通省 HP

1.2 基本構想の位置づけ

(1) バリアフリー新法の概要

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となり、障がい者や高齢者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成 18 年 12 月に施行されました。

バリアフリー新法は、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容を踏襲しつつ、この二つでは措置されていなかった新たな内容が盛り込まれたものです。バリアフリー新法で新たに盛り込まれた内容は、次のとおりです。

1) 対象者の拡充

身体障がい者のみならず、知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障害者が対象となりました。

2) 対象施設の拡充

これまでの建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場・都市公園・福祉タクシーが追加されました。

3) 基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアが、旅客施設を含まない地域にまで拡充されました。

4) 基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度が創設されました。

5) ソフト施策の充実

バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、国民の責務として新たに位置づけられました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

等

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に
際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

(2) 基本構想制度の概要

バリアフリー新法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区（**重点整備地区**）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる、とされています。

基本構想には以下の事項を定めることとされています。

- ①重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的方針
- ②重点整備地区の位置及び区域
- ③生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ④移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ⑤その他の必要な事項

【用語の解説】

※ 重点整備地区

重点整備地区とは、高齢者や障がい者等の移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進する必要のある地区をいいます。

※ 生活関連施設

生活関連施設とは、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいいます。

※ 生活関連経路

生活関連経路とは生活関連施設相互間の経路をいいます。

※ 特定事業

特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するもので、当制度における要といえるものです。特定事業には、「公共交通特定事業」「道路特定事業」「路外駐車場特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」があります。

なお、近江高島駅のバリアフリー化については、上記のうち「公共交通特定事業」に基づき実施されますが、そのためには「**特定旅客施設**」の要件に該当する必要があります。

バリアフリー新法に基づく基本構想の概要

本基本構想において該当すると思われる事項

②重点整備地区の位置及び区域
【配置要件】

- 生活関連施設を含み、施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（400m未満で、特別特定建築物に該当するものがある場合、かつ、相当数の高齢者、障害者等により、施設相互間の移動が徒歩で行われる地区）

【課題要件】

- 生活関連施設及び生活関連経路について移動円滑化が特に必要と認められる地区

【効果要件】

- 総合的な都市機能増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

③生活関連施設
（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）

- 市町村が基本構想で定める
- 地区内に特定旅客施設がある場合は必ず生活関連施設として定める

③生活関連経路
（生活関連施設相互間の経路）

- 市町村が基本構想で定める
- 道路や駅前広場だけでなく、通路等についても定めるところができる
- 主要な生活関連経路について、道路特定事業、交通全特定事業を平成22年までに実施

⑤その他必要な事項

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項
- 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項
- その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
- その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

基本構想に定める事項

①基本的方針

④移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

②地区の位置及び区域

⑤その他必要な事項（自転車駐車場の整備等）

③生活関連施設生活関連経路上記の移動等円滑化に関する事項

④-3 路外駐車場特定事業に関する事項


信号機等
（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を提供する信号機、歩行者用信号機、横断歩道で歩行者の通行を優先する信号機等）

特定路外駐車場
（高齢者、障害者等が利用する駐車施設）

車いす利用者が円滑に利用できる駐車施設を定める

④-6 交通安全特定事業に関する事項


違法駐車
違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路の構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業を定める

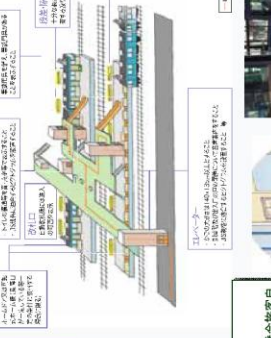
④-4 都市公園特定事業に関する事項


都市公園
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業を定める

④-5 建築物特定事業に関する事項


特定建築物
生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業を定める

特別特定建築物
移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業を定める

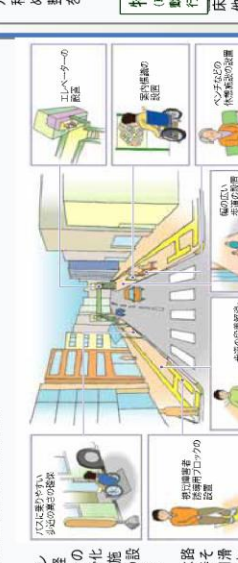
④-1 公共交通特定事業に関する事項


特定旅客施設
（利用者が相当数であること（概ね500人/日以上）等）

エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

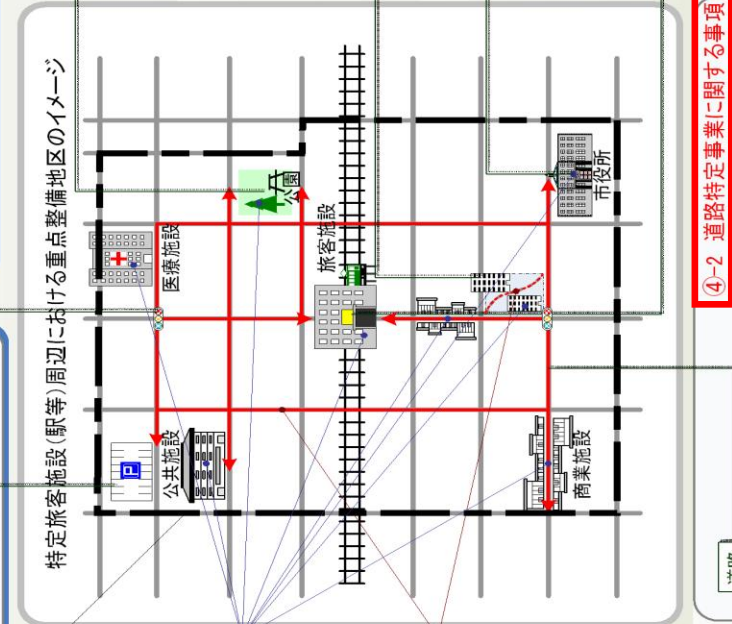
特定車両
（特殊な構造を有する一般乗合自動車（特殊な構造を有する乗客の乗降を行うために使用される車両等））

車いすスペース
ノンステップバス

④-2 道路特定事業に関する事項


道路
歩道、道路用エレベーター、通行経路の室内経路その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

歩道の広域又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業



1.3 基本構想の対象とする重点整備地区

●高島市では、JR 近江今津駅周辺地区、JR 安曇川駅周辺地区において交通バリアフリー基本構想を定め、バリアフリー化の取組みを進めているところです。

●この基本構想は、市内の他の 4 駅の中で乗降客数は 2 番目であるものの、周辺に高齢者等の利用が多いと考えられる医療施設、保健施設、福祉施設が数多く立地し、中でも高島市及び周辺地域の医療の中心的役割を担っている公立高島総合病院の建替計画が進行中で、そのアクセス等移動の円滑化を進める必要性・緊急性のある近江高島駅を中心とする地区を対象とします。

〔近江高島駅周辺地区は、バリアフリー新法の特定旅客施設の要件（第三号要件）に適合するものと考えます。〕

(1) 対象とする鉄道駅

●市内の未バリアフリー化駅 4 駅のうち、周辺に高齢者等の利用が多いと考えられる医療施設、保健施設、福祉施設が立地している近江高島駅を対象に重点整備地区を設定します。

表. 未バリアフリー化 4 駅の乗降客数と周辺施設分布

駅名	乗降客数 ¹	高齢化率 ²	1 km 圏に立地する主要施設	
			医療施設、保健施設、福祉施設等	その他施設
マキノ駅	684 人/日 (210 人/日)	30.7%	社会福祉法人 たかしま会藤美寮	高島市北部消防署マキノ救急分遣所、マキノ郵便局、マキノ自然休養村管理センター(観光案内所)、マキノ物産会館、マキノ図書館、マキノ資料館、マキノグラウンド、マキノ土に学ぶ里研修センター
近江中庄駅	334 人/日 (103 人/日)	30.7%	医療法人マキノ病院	
新旭駅	2,158 人/日 (509 人/日)	23.6%	新旭保健センター	高島市役所、(財)高島地域地場産業振興センター、新旭郵便局、新旭公民館、湖西中学校、新旭北小学校、新旭図書室、高島市立新旭市民会館、新旭体育館、新旭森林スポーツ公園
近江高島駅	1,730 人/日 (472 人/日)	27.3%	高島総合健康福祉センター(高島デイサービスセンター、高島保健センター、訪問看護ステーション)、高島老人福祉センター、介護老人保健施設「陽光の里」、公立高島総合病院(建替計画あり)	高島市役所高島支所、高島郵便局、観光案内所、高島学園、高島生涯学習センターアイリッシュパーク(高島公民館、高島図書室、ガリバーホール)

1 乗降客数は、平成 21 年度滋賀県統計書による () はうち高齢者の乗降客数(旧町の高齢化率を乗じた)

2 高齢化率は、平成 21 年度高島市統計書による旧町の高齢化率

(2) 近江高島駅の特定旅客施設の要件

- 特定旅客施設の要件（バリアフリー新法施行令第1条）として、次の各号のいずれかに該当することとされている。近江高島駅周辺地区では第三号要件により適合するものと考えられます。

要 件（バリアフリー新法施行令第1条）	近江高島駅の場合
一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数が <u>5,000人以上</u> であること。	平成21年度で1,730人/日であり、要件を <u>満たさない</u>
二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数が前号の要件に該当する旅客施設を利用する <u>高齢者又は障害者の人数と同程度以上</u> であると認められること。	高齢者及び障害者の利用者は全国平均を下回り、 <u>該当しない</u>
三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について <u>移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるもの</u> であること。	駅に近接して、当地区以外からの広域的利用の見込まれる公立高島総合病院、介護老人保健施設「陽光の里」が立地しており、駅及び周辺における移動等円滑化の必要性は高いと <u>認められる</u>

2. 高島市の概況

(1) 位置・地勢

- 高島市は滋賀県の北西部に位置し、総面積は約 693km² の広さを持ち、東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は^{あいばの}饗庭野・野坂山地を境に福井県に接しています。

(2) 人口動向

- 高島市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在 51,819 人で、ここ数年減少の傾向にあります。
- 65 歳以上人口の割合は、平成 22 年で 28.2%となっており、滋賀県全体の 20.5%、全国の 23.1%を大幅に上回っています。

(3) 産業

- 高島市では、一級河川安曇川などの河川により形成された平野を中心に古くから農業が営まれてきたほか、琵琶湖や河川での漁業、広大な森林を活用した木材生産が行われてきており、これらとともに綿織物や扇骨業、食品加工業などの地場産業も発展してきました。
- また、企業誘致や観光交流産業の育成による地域活性化の取り組みがなされてきましたが、近年地域の経済基盤は脆弱化しています。

(4) 観光

- 市内には、海津大崎の桜、メタセコイヤ並木、マキノ高原（マキノ）、家族旅行村ピラデスト今津、ザゼンソウ群生地（今津）、グリーンパーク思い出の森、朽木温泉てんくう（朽木）、近江聖人中江藤樹記念館（安曇川）、道の駅しんあさひ風車村（新旭）、ガリバー青少年旅行村、畑の棚田（高島）などの観光名所があり、年間約 420 万人の観光客の入込があります。

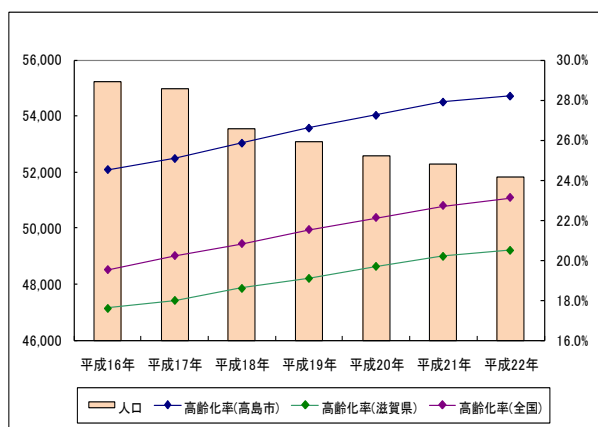


図. 高島市の人口及び高齢化率の推移
(資料：滋賀県)

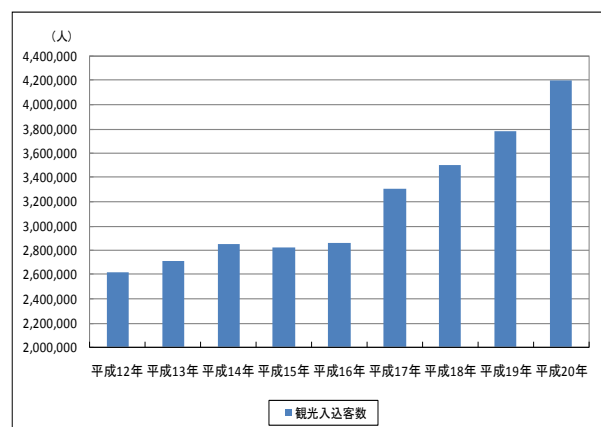


図. 観光入込客数の推移
(資料：滋賀県)

(5) 交通

- 道路は、京阪神地域と北陸地域を結ぶ国道 161 号、滋賀県湖北地域と福井県若狭町を結ぶ国道 303 号、高島市と大津市、京都市を結ぶ国道 367 号が骨格となる幹線道路網を形成しています。また、主要地方道である県道小浜朽木高島線、太田安井川線および海津今津線や、琵琶湖岸を周遊する湖周道路などの一般県道や市道が地域内外を結び役割を担っています。
- 鉄道は、JR 湖西線が南北に縦貫し、市内には近江高島駅をはじめ、安曇川、新旭、近江今津、近江中庄、マキノの 6 駅があります。そのうち、安曇川、近江今津については、エレベーター設置が完了しています。
- バス交通は、西日本 JR バス、江若交通バス、湖国バス、京都バス、近江鉄道バス、市営バスが運行されています。

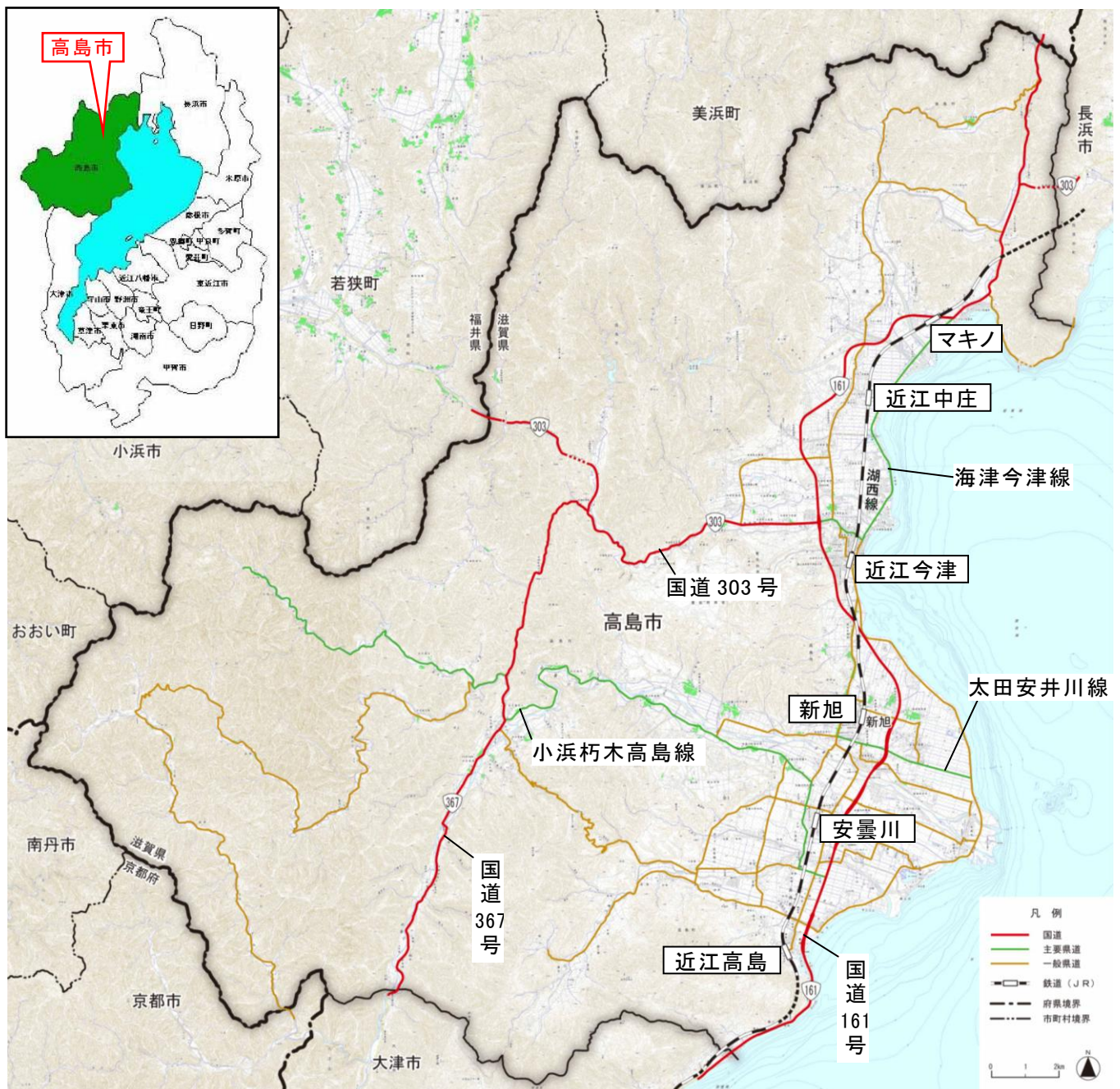


図. 高島市の交通網

(6) 上位計画

- 総合計画、交通安全計画、また福祉等に関する計画における、近江高島駅やその周辺地区の位置づけや、バリアフリーに関する施策の位置づけは以下のとおりとなっています。
- 総合計画では、鉄道駅、公共交通機関等のバリアフリー化や、歩行者にやさしい快適なみちづくりを位置づけており、本基本構想はこの実現に向けた重要な施策として位置づけられます。

表. 上位計画等における地区の位置づけ、バリアフリーに関連する施策の位置づけ等

区分	名称	策定	地区の位置づけ・バリアフリーに関連する施策等
総合計画	高島市総合計画	高島市 (平成 19 年 3 月)	●土地利用構想において、近江高島駅周辺は市街地ゾーン及び田園ゾーンに位置づけられている。 ●基本計画における都市基盤整備計画において、「鉄道駅舎のバリアフリー化の推進など利便性の向上を図るとともに、市の玄関口として来訪者への情報発信機能などの充実を図ります」としている。 ●同様に都市基盤整備計画において、「人にやさしく地域環境と共生するみちづくり」として、 ・鉄道駅、公共交通機関等のバリアフリー化 ・歩行者にやさしい快適なみちづくり を位置づけている。
交通安全計画	第8次 高島市 交通安全計画	高島市 交通安全 対策会議	●今後の道路交通の安全対策を考える視点として、「少子高齢社会への対応」、「歩行者の安全確保」、「市民一人ひとりの意識改革」を掲げている。 ●「人優先の安全・安心な歩行空間の整備」として、バリアフリー化をはじめとする歩行空間等の整備、生活道路における交通安全対策の推進を位置づけている。
福祉・介護等に関する計画	高島市 地域福祉計画	高島市 (平成 19 年 3 月)	●人にやさしいまちづくりとして、「交通弱者へのきめ細かな交通体系の整備」を重点課題に位置づけており、この中で、「JR 駅舎および周辺の道路等においてバリアフリー化を進め、特に駅舎については、エレベーター設置を JR に対し強く要望していきます」としている。
	高島市高齢者 福祉計画 第4期介護保険 事業計画	高島市 (平成 21 年 3 月)	●平成 26 年度には高齢者人口 15,361 人、高齢化率は 29.8%と推計されている。 ●計画の基本理念 『共に生き 共に学び 共に育つ 「長寿たかしま」』
	高島市 障害福祉計画 (第2期)	高島市 (平成 21 年 3 月)	●計画の基本理念 「人間としての尊厳の尊重」 「障害者の主体性を重視した生活の質の向上」 「すべての人の参加による住みよい地域社会づくり」

3. 近江高島駅と周辺地区の現況

3.1 近江高島駅の現況

(1) 乗降客数の推移

- 近江高島駅の一日平均乗降客数は、平成21年度で1,730人/日となっています。
- 経年的には、平成10年度には2,042人/日であったものが、年々減少の傾向にあります。

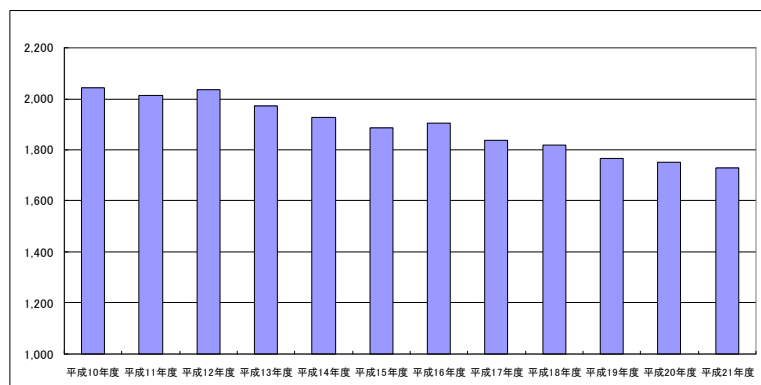


図. 近江高島駅の一日平均乗降客数の推移

(資料：滋賀県統計書)

(2) 駅施設

- 駅施設は高架駅となっています。ホームは2面2線で、駅舎とホームは階段での往来で、エレベーター・エスカレーターは設置されていません。トイレもバリアフリー未対応です。
- 視覚障がい者誘導用ブロックは駅の構内外ともに敷設されています。



駅舎外観



改札口（有人対応）



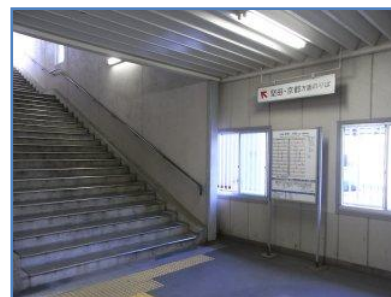
駅構内（柵外）



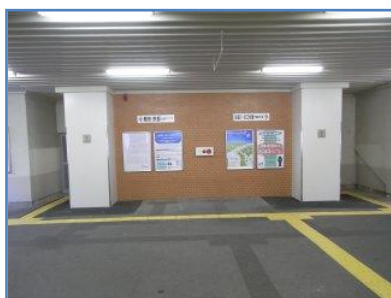
京都方面ホーム
(待合室・上家・視覚障がい者誘導用ブロック)



敦賀方面ホーム



ホームへの階段
(エレベーターはなし)



トイレ（バリアフリー未対応）



観光案内所



運賃表示・自動券売機

(3) 交通結節施設

- 駅の東西に駅前広場が整備されており、東側にはバス、タクシーの乗降場と身体障がい者用停車スペースが設置され、西側には一般車の一時駐車スペースが設置されています。



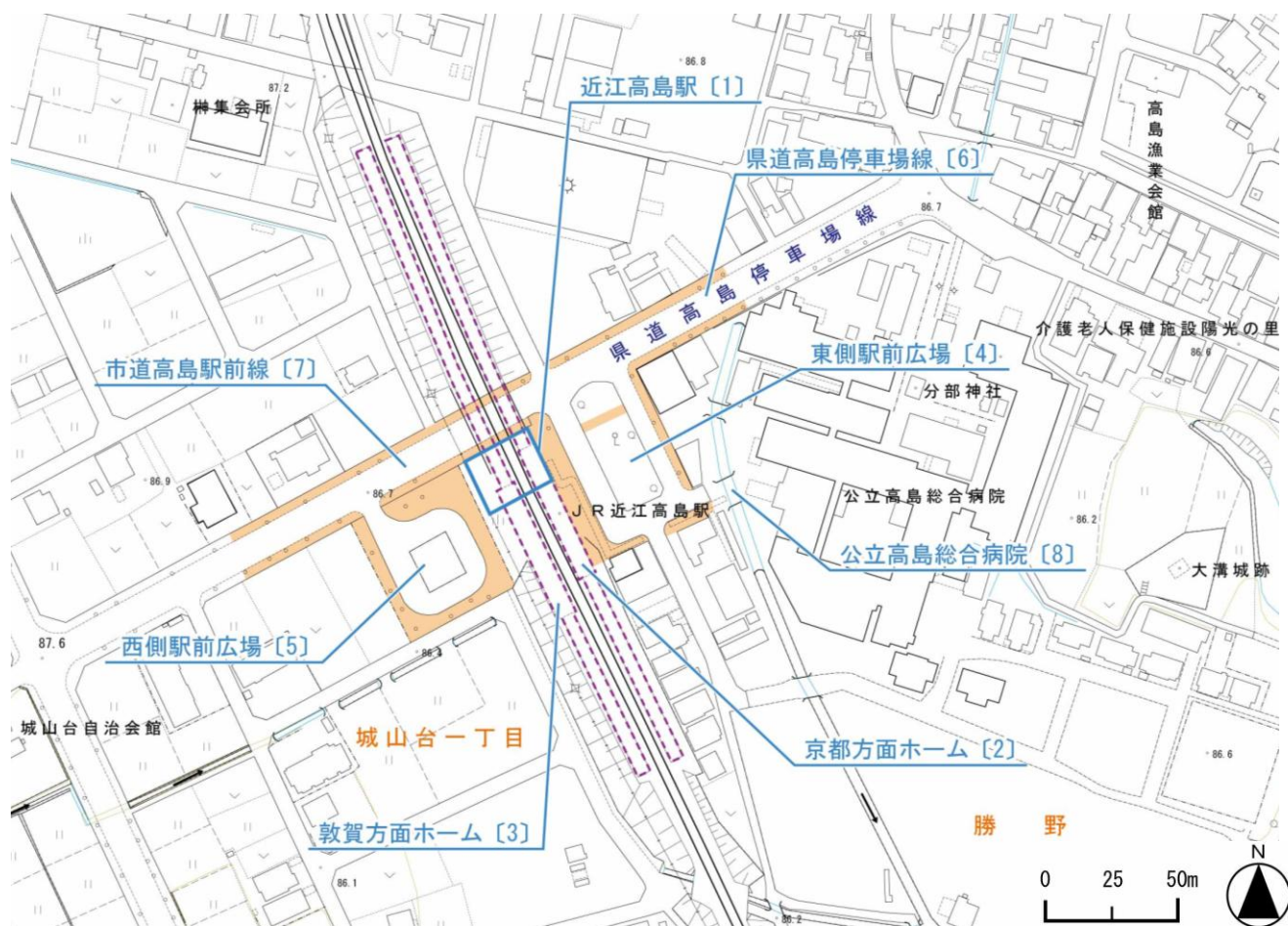
東側駅前広場



駅側の歩道(病院までのシェルターあり)



車路横断、モニュメント



西側駅前広場



県道高島停車場線



市道高島駅前線

3.2 近江高島駅周辺の現況

(1) 人口・自治会

- 駅を中心とした1 km 圏に含まれる自治会の人口は、平成 20 年で 1,934 人で、経年的に減少傾向にあります。
- 自治会別では勝野が減少、城山台1丁目・2丁目は横ばいの傾向にあります。

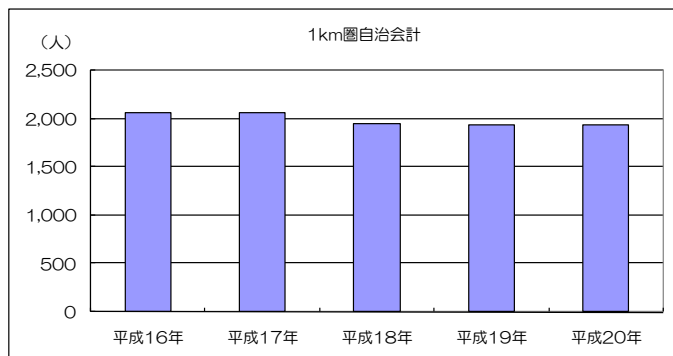


図. 駅 1km 圏の人口推移
(資料：高島市)

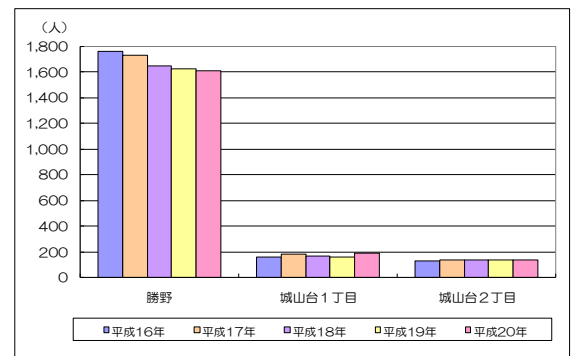


図. 駅 1km 圏の自治会別の人口推移
(資料：高島市)

(2) 施設分布とバリアフリー対応状況

- 駅から1 km 圏には、下表の施設が立地しています。(別図参照)
- 下表の施設のバリアフリー対応状況は、建築物移動等円滑化基準に照らし合わせると、介護老人保健施設「陽光の里」は適合、高島生涯学習センターアイリッシュパークと高島総合福祉センターが一部不適合、その他は建築年代がハートビル法の施行(平成 6 年)以前であることもあり不適合となっています。

	～500m圏内	～1km 圏内
官公庁施設		・ 高島市役所高島支所
公益サービス施設	・ 観光案内所	・ 高島郵便局 ・ 高島公民館
福祉施設	・ 介護老人保健施設「陽光の里」	・ 高島老人福祉センター ・ 高島デイサービスセンター ・ 高島保健センター
医療施設	・ 公立高島総合病院	・ 訪問看護ステーション
教育施設	・ 高島学園	
文化施設		・ 高島図書室 ・ ガリバーホール

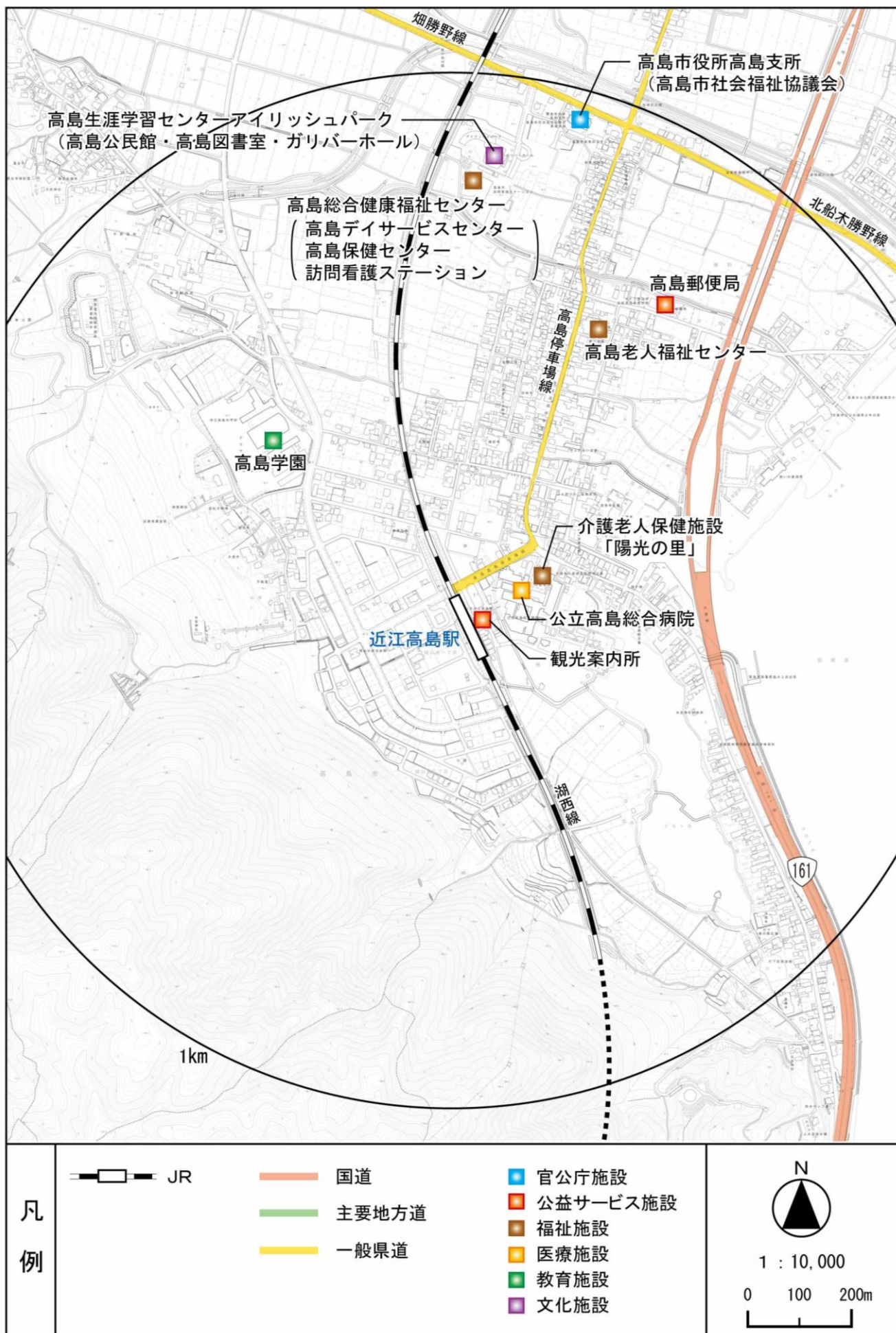


図. 近江高島駅 1km 圏の主要施設分布

表. 主要施設のバリアフリー対応状況

	概要 〔建築年 階数 規模〕	特定 建築物	特別 特定 建築物	建築物移動等円滑化基準の対応状況										備 考
				廊下等	階段	傾斜路	便所	敷地内 通路	駐車場	標識	案内 設備	出入口	EV	
近江高島駅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公共交通 特定事業
公立高島総合 病院	昭和 40 年 3 階 2000 ㎡以上		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	建替えに より対応 予定
介護老人保健施設 「陽光の里」	平成 8 年 3 階 2000 ㎡以下		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高島学園	昭和 40 年 3 階 2000 ㎡以上	●		×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	
高島老人福祉 センター	昭和 58 年 2 階 2000 ㎡以下		●	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
高島郵便局	昭和 48 年 1 階 2000 ㎡以下	●		×	—	×	×	×	×	×	×	×	—	
高島市役所 高島支所	昭和 57 年 3 階 2000 ㎡以上		●	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	
高島生涯学習センター アイリッシュ・ユニバー パーク	高島公民館	●		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
	高島図書室													
	ガリバー ホール													
高島総合福祉センター	高島デイ サービス センター		●	○	—	○	×	○	○	○	×	○	—	
	高島保健 センター													
	高島訪問介 護ステーシ ョン													

※特定建築物…学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

※特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう

(3) 道路

- 駅東側では、県道高島停車場線が骨格道路であり、駅につながる東西区間にはマウンドアップ構造の歩道が両側に設置されており、南北区間は歩道が設置されていません。
- 駅西側では、駅から西・北への市道高島駅前線・打下永田線が骨格道路であり、セミフラット構造の歩道が設置されています。



県道高島停車場線
(東西区間・北側歩道)



県道高島停車場線
(東西区間・南側歩道)



県道高島停車場線
(南北区間)

3.3 近江高島駅周辺のバリアフリーに関する整備課題

- 以下のように、近江高島駅周辺における移動等円滑化に関する整備課題としては、『市の中心核としての機能強化』『進行中の公立高島総合病院の建替計画と連携し、公共交通による地区へのアクセス機能の強化』『特に近江高島駅のバリアフリー化』が上げられます。

地区の位置

- ◎近江高島駅は高島市高島地区の中心駅で、地区は駅を中心とした市街地です

上位計画等での位置づけ・関連計画

- ◎近江高島駅周辺は、総合計画において市街地ゾーン及び田園ゾーンに位置づけられています
- ◎同じく総合計画では、鉄道駅舎のバリアフリー化や市の玄関口としての情報発信機能などの充実を図ることや、歩行者にやさしい快適なみちづくりを推進するとしています
- ◎高齢者福祉計画では、今後さらに高齢化が進展することを予想しています
- ◎公立高島総合病院は建替計画が進行中で、利用者からは駅のバリアフリー化を望む声が多く寄せられています

駅及び駅周辺の現況

- ◎近江高島駅は1日平均 1,730 人/日の利用があり、ホームは高架上にあるが、エレベーターは設置されていません
- ◎駅の1 km 圏内には公共公益施設等が数多く立地し、中でも駅の東側に隣接して公立高島総合病院が立地し、年間 13.4 万人の外来患者が利用しています
- ◎駅の東西には駅前広場が整備されているが、部分的に勾配がきつい箇所などのバリアがあります
- ◎駅周辺の主要道路のうち、西側の市道と県道高島停車場線の一部は歩道が設置されているが、その他は歩道が設置されていません

地区の整備課題

- ◎近江高島駅をアクセス中心とした公共公益施設ゾーン、中心市街地ゾーンとして、市の中心核の1つとしての機能強化が課題です
- ◎進行中の公立高島総合病院の建替計画と連携し、病院をはじめ周辺の公共公益施設への公共交通によるアクセス機能強化が課題です
- ◎特に近江高島駅のバリアフリー化（エレベーター設置）が緊急の課題です

4. 現地点検調査等による課題

4.1 現地点検調査等の概要

本基本構想の策定にあたって、検討対象地区における生活関連経路候補路線等の現状の問題点を把握する現地点検調査を実施しました。また、本基本構想策定に向けて、関係者の意向把握を目的としてヒアリング調査を実施しました。

(1) 現地点検調査の概要

- ① 日 時：平成 22 年 6 月 10 日（木）13：30～16：45
(うち 16：00～16：45 は関係者ヒアリング等)
- ② 場 所：別紙ルート図参照
- ③ 調査方法：道路の区間及び交差点毎にチェックシートに問題点等を記入

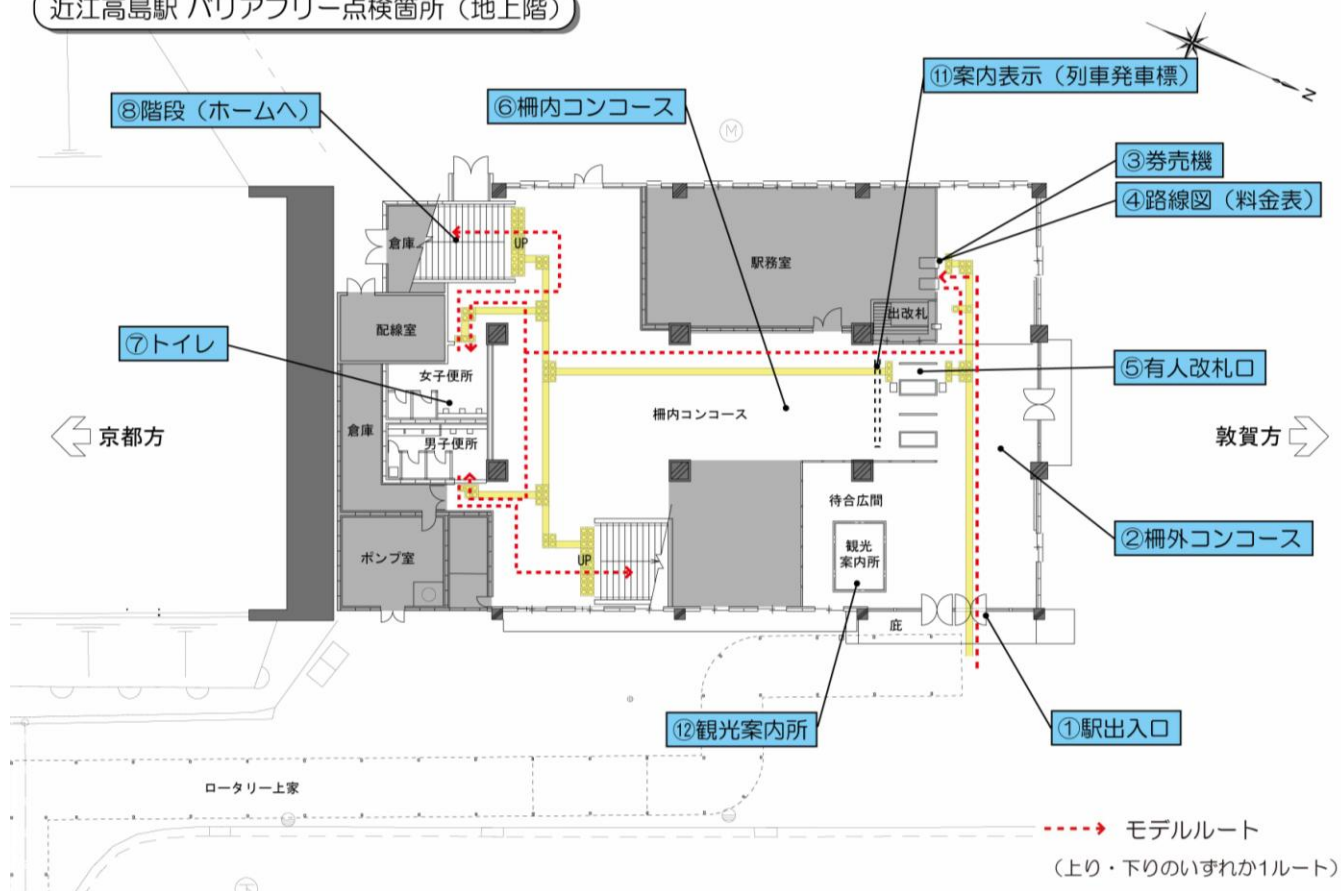
(2) 関係者ヒアリングの概要

- ① 日 時：平成 22 年 6 月 10 日（木）16：00～16：45
- ② 場 所：介護老人保健施設「陽光の里」にて現地点検調査終了後に実施
- ③ 調査方法：設問に沿って事務局員が参加者にヒアリングを行い回答をシートに記入

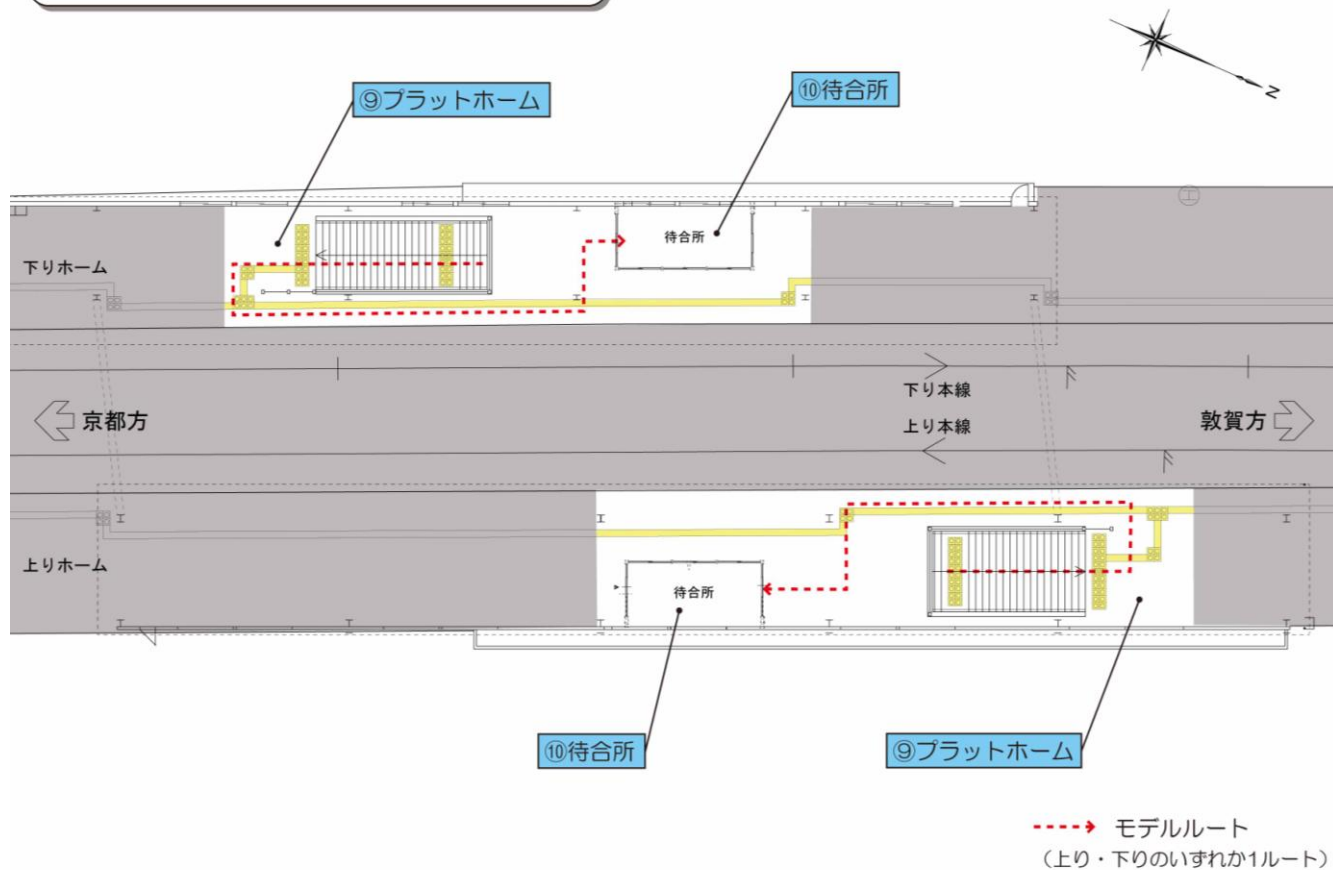
※参加者 42 名（事務局を含む）

現地点検ルート（A班）

近江高島駅 バリアフリー点検箇所（地上階）

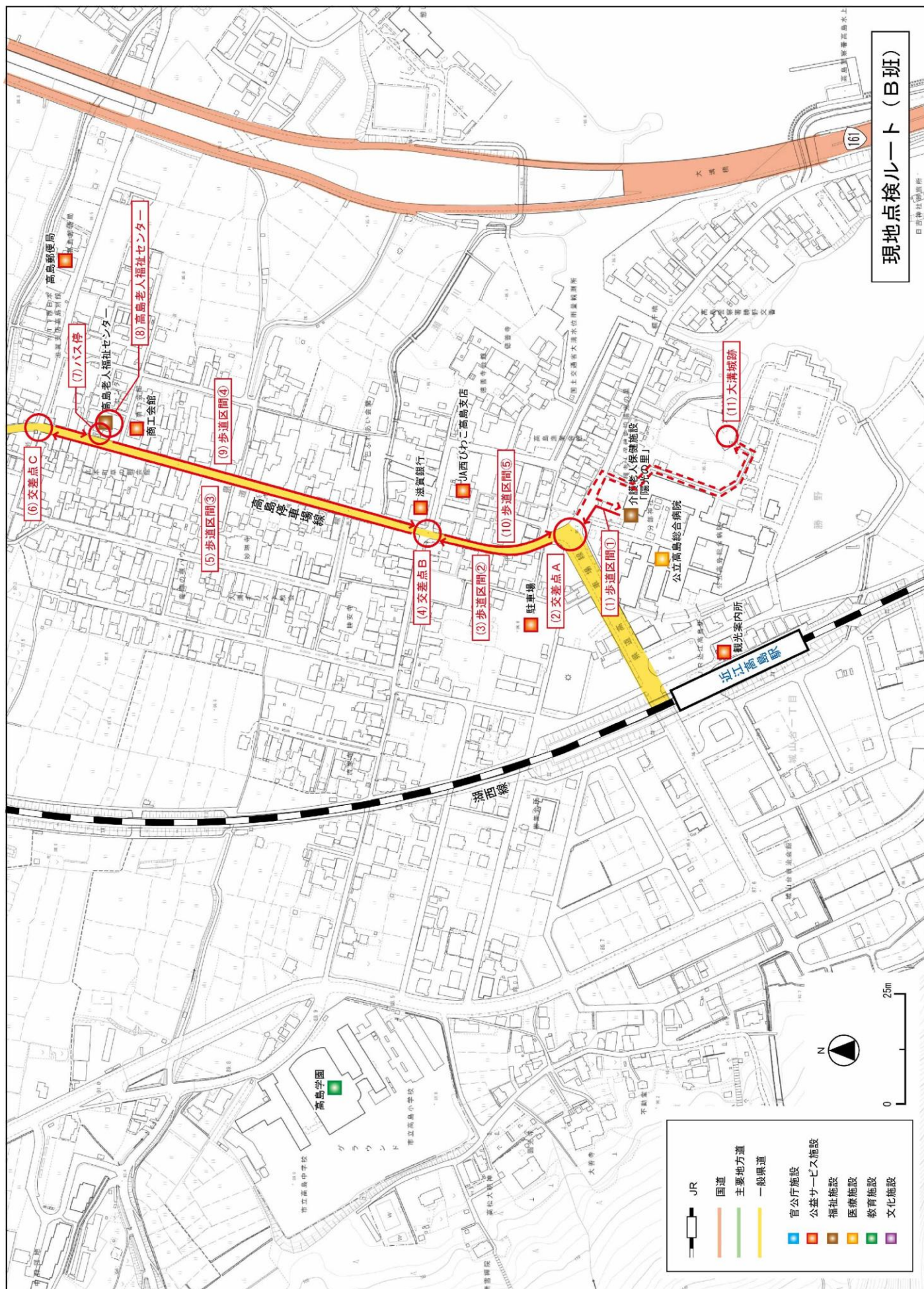


近江高島駅 バリアフリー点検箇所（ホーム階）



新嘉坡日惹街





現地点検ルート (B班)

日商雜誌社發行



現地点検調査及びヒアリング調査の状況



事務局による説明



現地点検



現地点検



現地点検



現地点検



現地点検



現地点検



ヒアリング及びとりまとめ

4.2 現地点検調査結果

現地点検調査で参加者より得られた各施設の主要な問題点を下記に、及び箇所別問題点を別図に示します。

(1) 近江高島駅

- 出入口の幅が狭く、ドアが開けにくい。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの色が分かりにくく、連続していない箇所がある。
- 券売機に車いす利用者のためのけこみがない、ボタンの位置が高い。
- 路線図・料金表が見えにくい、点字表示が少ない、分かりにくい。
- 幅広の改札口がなく、遅い時間は駅員がいらないため通れない。
- 身体障がい者対応のトイレがない。
- 階段の勾配が急、エレベーターがない。
- 待合室のベンチが座りにくい、入口に段差がある。
- 案内サインがない、目立たない。案内放送が聞こえにくい。

(2) 駅前広場

- 歩道等の舗装面が経年劣化等により傷んでいる箇所が多く、歩行等の支障になっている。
- マウンドアップ式の歩道の区間で、車両乗入れ部等の連続による波打ちや、部分的に勾配がきつい区間がある。
- シェルターが駅の出入口まで連続していない。
- バス車両タイプがバラバラで対応しているものとしていないものがある。
- 車椅子利用者はマウンドアップ歩道じゃないと乗車できない。
- バス・タクシーの案内表示の場所が分かりにくい。
- 案内サインがない、又は目立たない。
- 視覚障がい者誘導用ブロックが識別できない。

(3) 道路

- 歩道が整備されている区間で、舗装面が経年劣化等により傷んでいる箇所がある。
- マウンドアップ式の歩道区間で、波打ちや横断勾配がきつい箇所がある。
- 視覚障がい者誘導用ブロックが JIS 規格外であったり、敷設ルートに問題がある箇所がある。
- 歩道上に障害物がある。
- 歩道のない区間では、路肩が狭く自動車等と混在しており危険だったり、側溝の溝ぶたがなく転落の危険があるなど、安全性に問題のある箇所がある。
- 水路横断箇所や田畑に隣接している箇所で柵がなく、転落の危険のある箇所がある。
- 交差点で信号がなかったり、点滅信号のところがある。
- 音響信号機が設置されていない。

(4) その他施設等

- 建物の入口を駐車車両がふさいでいる箇所がある。
- 視覚障がい者誘導用ブロックがない、又はあっても識別しにくい箇所がある。
- 駐車車両が視覚障がい者誘導用ブロックをふさいでいる。

(近江高島駅：地上階)



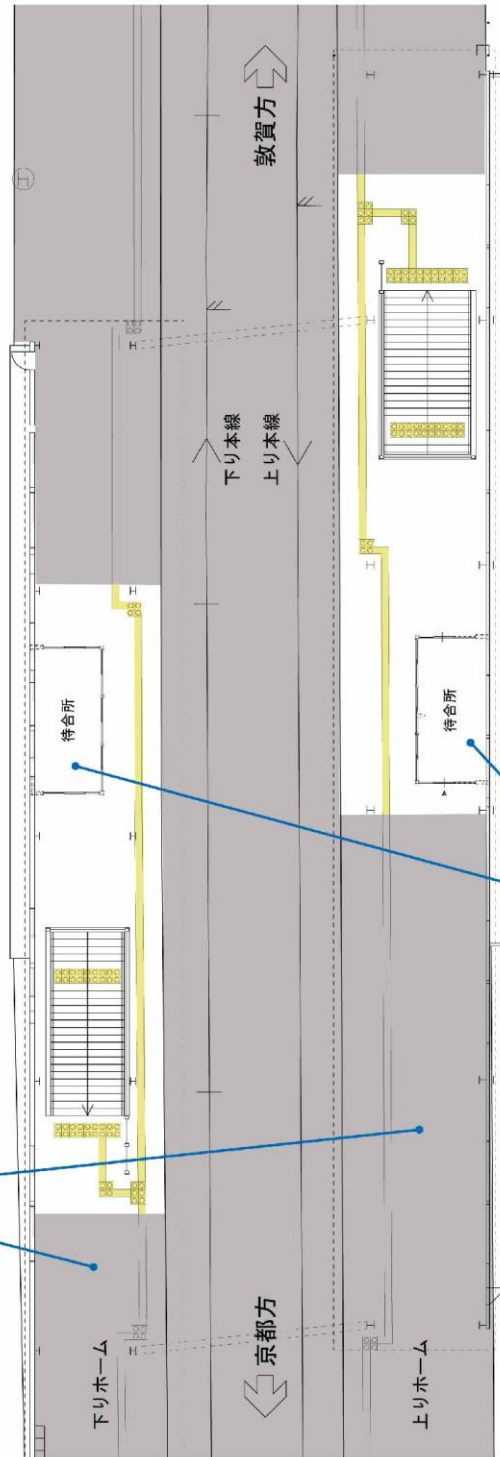
JR近江高島駅周辺 現地点検調査での主要な問題点

(近江高島駅：ホーム階)



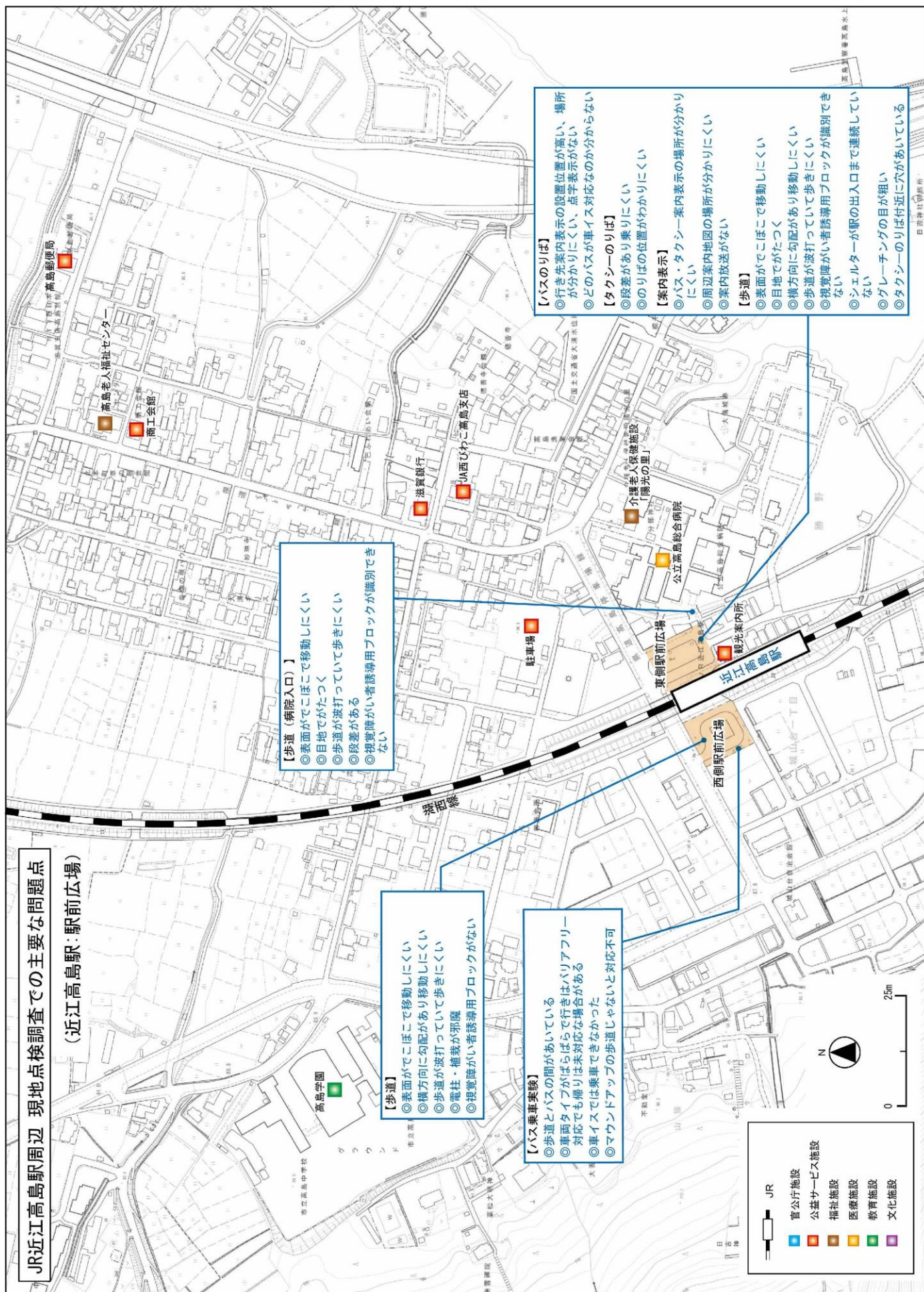
プラットホーム

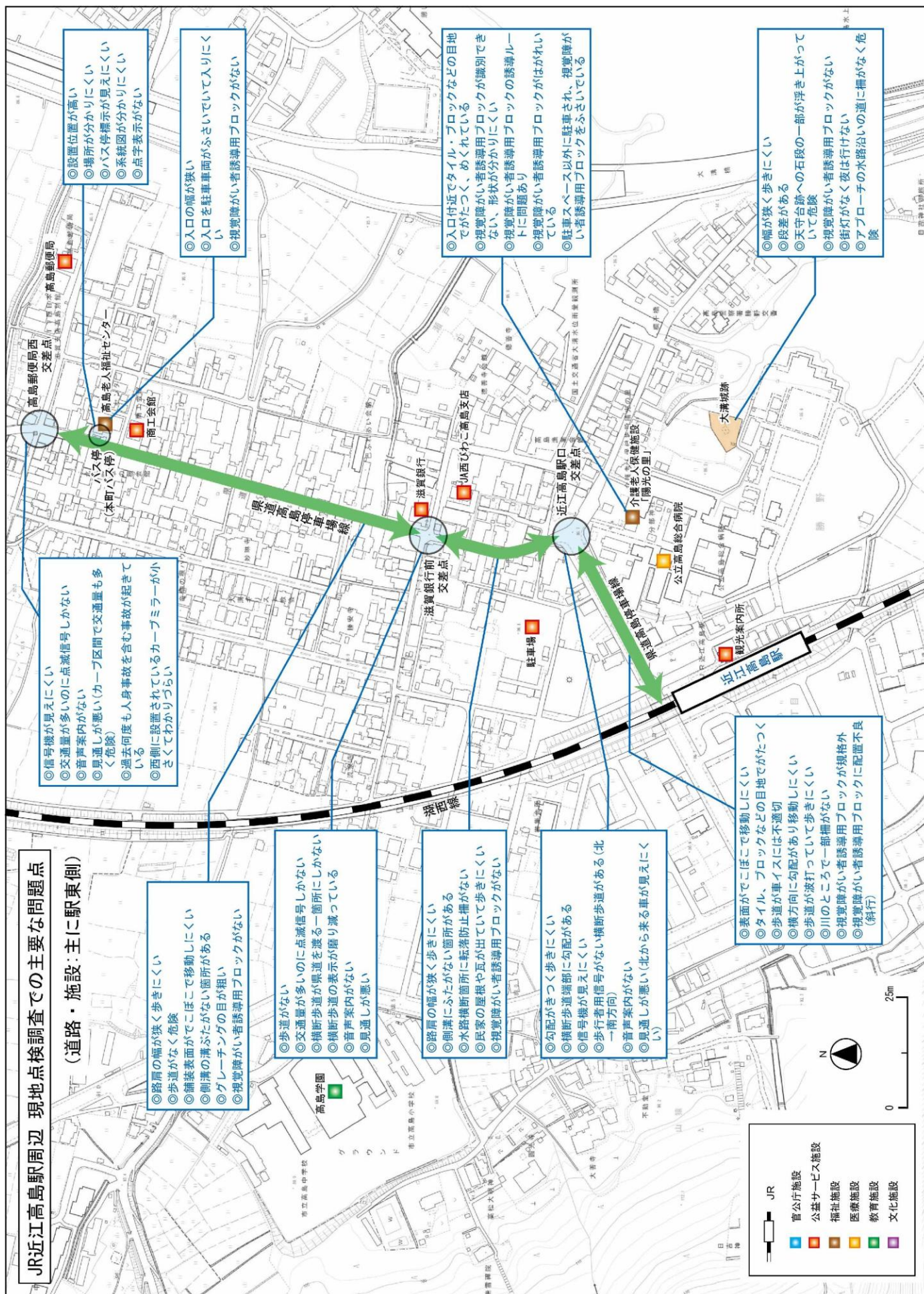
- ◎視覚障がい者誘導用ブロックが見にくい
- ◎ホーム端に柵が狭い

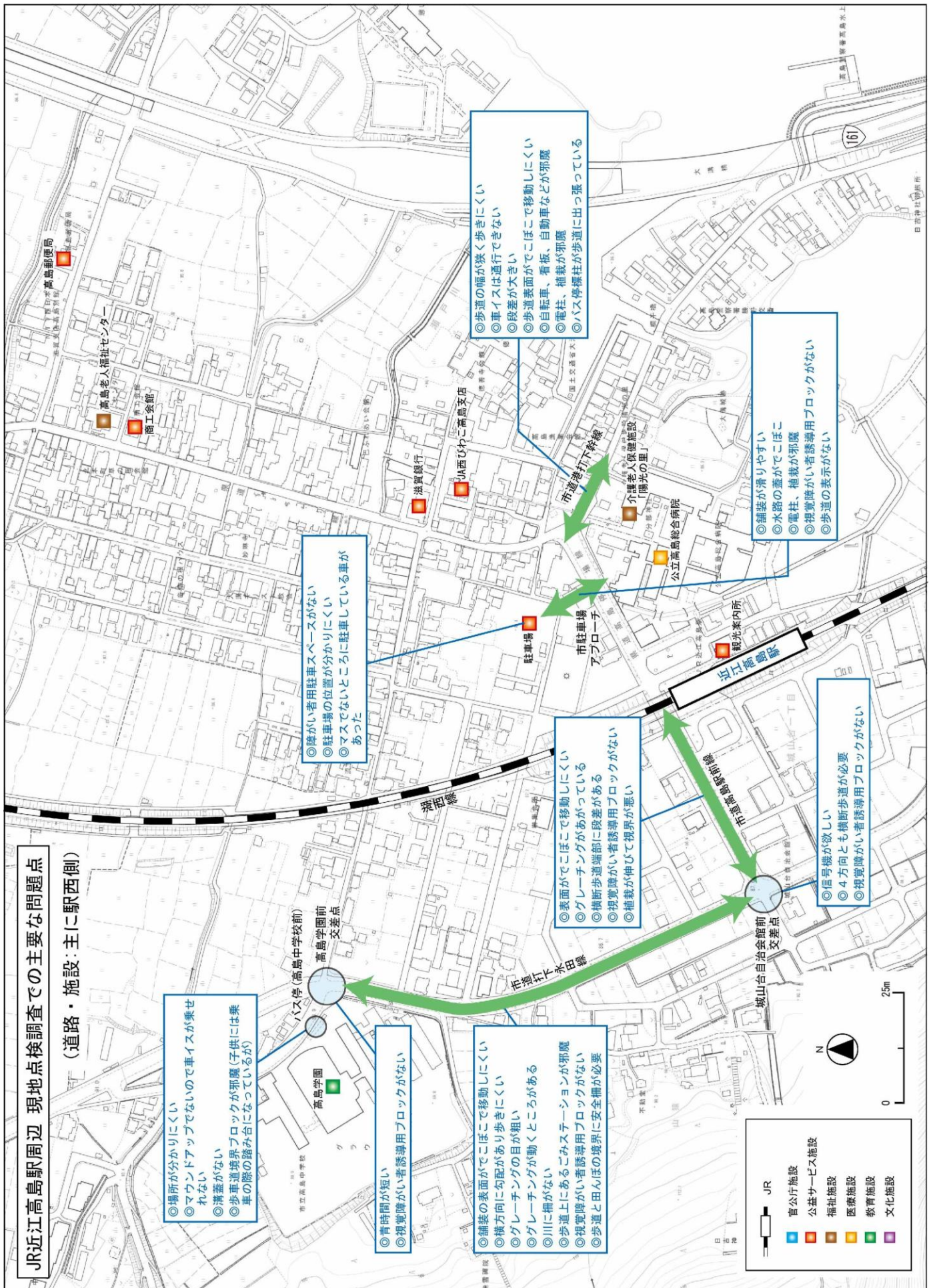


待合室

- ◎スペースが狭い
- ◎ベンチが座りにくい
- ◎入口に段差がある
- ◎ベンチが故障している







4.3 ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング項目・内容

日頃の外出行動、移動時の問題、今後のバリアフリー化等についてヒアリングしました。

<ヒアリングの項目・内容>

項 目	ヒアリング内容
1. 鉄道利用について	(1) 鉄道の利用頻度は？ (2) ((1)で①～⑤と回答した方) 駅構内で改善すべき課題を挙げてください(いくつでも) (3) ((1)で⑥と回答した方) その理由は？ (4) 駅がバリアフリー化された場合、外出頻度は変わると思いますか？
2. バス・タクシー利用について	(1) バスの利用頻度は？ (2) タクシーの利用頻度は？ (3) ((1)で①～⑤と回答した方) バス利用時に感じている問題点を挙げてください(3つまで) (4) ((2)で①～⑤と回答した方) タクシー利用時に感じている問題点を挙げてください(3つまで) (5) ((1)・(2)で①～⑤と回答した方) バス・タクシーを利用する上で改善すべき課題を挙げてください(いくつでも)
3. 施設利用について	(1) よく利用される施設を挙げてください(いくつでも) (2) 施設までの主な交通手段を挙げてください (3) 施設を利用する上で改善すべき課題を挙げてください(いくつでも)
4. 歩行環境について	(3) 道路・歩道で改善すべき課題を挙げてください(いくつでも)
5. バリアフリー施策について	(1) 今後の近江高島駅及び周辺のバリアフリー化に向けて必要なこと、望むことを挙げてください (2) 観光客など、近江高島駅を訪れる人にとって移動しやすい街にするために必要なことを挙げてください (3) その他バリアフリー施策について、必要なこと、望むことがあれば挙げてください

(2) ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査により得られた各設問の集計や自由意見等を要約すると、次のとおりです。

- 駅の改善点として、「エレベーターの設置」「トイレのバリアフリー化」を望む意見が多い。
- バス・タクシー利用の問題点として、「バス乗り場が乗り降りしにくい」「タクシー乗降場の場所が分かりにくい」といった意見が多い。
- よく利用される施設としては「公立高島総合病院」「ガリバーホール」「高島市役所高島支所」が多い。交通手段は自動車が大半を占める。
- 施設の改善点として、「トイレの改善」「道路と建物との段差解消」「エレベーターの設置」を望む意見が多い。
- 道路・歩道の改善点として、「歩道の改良（凹凸・段差を解消、傾斜の緩和）」「歩道の設置」「歩道上の障害物の除去」を望む意見が多い。
- 物理的な障害の解消（駅のバリアフリー化等）が実現すれば、外出回数を増やしたいという意見も多く見られる。
- 駅のエレベーター・トイレ、歩道等の段差解消・バリアフリー化といったハード整備に合わせて、「手話通訳、筆談による対応」などソフト面の対応を望む意見も見られる。
- 観光客などに対しては、「観光案内所・案内表示の充実」を望む意見が多く、その他として「駐車場の確保」「公衆トイレの設置」等が見られる。

4.4 現地点検調査等から得られた課題

(1) 現地点検調査による課題

現地点検調査により得られた問題点への対応を図るため、次のような施設の改良や整備が課題となっています。

表. 現地点検調査による課題

区 分	課 題
歩道の改良	●舗装面の改良 ●波打ち歩道の解消 ●グレーチングの改良 ●横断勾配の緩和 ●歩道設置
視覚障がい者の誘導	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ●既存視覚障がい者誘導用ブロックの JIS 規格への改良 ●交差点での音響信号機やエスコートゾーンの設置
安全対策	●溝ぶたや転落防止柵の設置
近江高島駅	●エレベーターの設置 ●トイレの改良 ●入口から改札・ホームに至る経路の連続した円滑化

(2) ヒアリングによる課題

ヒアリング調査により得られた意見を整理し、基本構想策定に向けての課題を整理すると、下表のとおりです。

表. ヒアリングによる課題

区 分	課 題
移動円滑化の推進	●近江高島駅の移動円滑化 ●近江高島駅周辺の道路等における物理的な障害解消
訪れる人へのおもてなし	●観光客などへの案内・ガイドの充実 ●駅周辺の活性化

5. 基本理念と基本的な方針

5.1 基本理念

- これからの高島市においては、子どもから高齢者まですべての人が安全で安心できる生活、ゆとりとうるおいのある生活を実感し、健康で生き活きと暮らすことのできる住環境を創り出すことが求められています。
- 本基本構想においては、高島市交通バリアフリー（安曇川）（平成 18 年 3 月策定、平成 21 年 1 月変更）に示される、バリアフリー化のコンセプト及び基本理念を踏まえ、基本的な方針を以下のように定めることにより、JR 近江高島駅および周辺の道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に実施します。

【高島市交通バリアフリー化のコンセプト】

みんなが主役で すべての人にやさしい 歩いて楽しいまち



【基本理念】

1 すべての人が安全で、かつ円滑に移動できるまち

各種施設で建築物レベルでのバリアフリー化を進めるとともに、各種施設を結ぶ経路でのバリアフリー化を進めることにより、高齢者や障害のある人を含むすべての人が、“安全で、かつ円滑に移動できるまちづくり”を目指します。

2 すべての人が楽しく歩ける配慮がなされたまち

これからは地域社会や地域活動に楽しく参加することが重要であり、すべての人が積極的にまちに出たくなるようにすることが必要です。そのためには、公共交通機関の旅客施設や道路等の整備に際して、すべての人が楽しめるような快適性向上や、文化施設や商業施設の魅力強化等を図ることにより、“楽しく歩けるまちづくり”を目指します。

3 すべての人が互いに思いやり、自然に支えあうまち

人にやさしいまちづくりを進めるためには、バリアフリー化に向けた旅客施設や道路等のハードな整備事業だけではなく、住民一人ひとりが必要に応じて手助けし合うことが重要です。そのためには、高齢者や障害のある人に対する理解を深め、“すべての人が互いに思いやり、自然に支えあうまちづくり”を目指します。

5.2 基本的な方針

① 高齢者、障害のある人が安心して移動できる環境づくり

高齢者、障害のある人が安心して移動できる環境づくりを進めるためには、気軽に街中に出かけられる環境づくりが重要です。

公立高島総合病院をはじめ、地区には市内外から訪れる人が多く、また地区は市街地にあって住まう人もあり、住む人・訪れる人が安心して移動できる環境づくりが重要です。

まずはＪＲ近江高島駅、およびその他の生活関連施設（公共公益施設等）と、それらを結ぶ生活関連経路におけるバリアフリー化を優先的に進める必要があります。

② 公立高島総合病院への公共交通アクセスのバリアフリー化の重点的实施

高島市及び周辺地域の医療の中心的役割を担っている公立高島総合病院の建替が平成24年度完成予定で進行中であることを受けて、そのアクセスに重要な役割を果たすＪＲ近江高島駅と、駅と病院をつなぐ経路のバリアフリー化を重点的に実施します。

③ 冬季のバリアフリー対策の実施

高島市は、県内でも有数の積雪地域で、高島地域においても山間部ほどの豪雪はないものの、毎年冬季には積雪に見舞われます。積雪は、除雪による堆雪で歩道が利用できなくなったり、凍結により転倒しやすくなる等、雪そのものがバリアになります。積雪時の歩行空間確保に向けた対策に努めます。

④ バリアフリー実現に向けた各事業の連携と集中実施

基本理念の実現のためには、地域の実情や利用状況等、さらには近年の厳しい経済情勢等を考慮しつつ、計画的・段階的なバリアフリー化を推進する必要があります。

そのためには、優先度や整備効果の高い事業の集中的かつ柔軟な実施を可能にすることが重要であり、各事業主体間で調整が十分に図られるような配慮を行い、一体的かつ連続的なバリアフリー空間の整備をめざします。

⑤ 住民参加による事業の実施

高齢者、障害のある人等の移動制約者が日常的に利用する生活道路や駅及び公共性の高い建築物などの整備にあたっては、利用者としての意見が整備に十分反映されるよう、計画段階から住民参加ができる体制づくりを進めます。

⑥ こころのバリアフリー化の推進

高齢者、障害のある人等を含む住民参加によってバリアフリー化を進めることは、すべての人の触れあう機会を増加させることになります。

すべての人が互いに思いやり支え合うために重要な『ノーマライゼーション』の理念を広く住民に浸透させるため、高齢者、障害のある人に対する理解を深める“こころのバリアフリー化”の取り組みも推進します。

6. 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路の設定(案)

6.1 設定の方針

(1) 重点整備地区の区域設定方針

- 重点整備地区の区域は生活関連施設を含み、高齢者・障がい者等が通常徒歩で移動する範囲において、生活関連施設の立地状況等を勘案して設定します。

(2) 生活関連施設の設定方針

- 地区において、高齢者・障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設等の施設を『生活関連施設』と位置づけます。

(3) 生活関連経路の設定方針

- 重点整備地区内の生活関連施設を結ぶ経路となるものを『生活関連経路』と位置づけます。

6.2 重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路の設定(案)

近江高島駅周辺地区では、6.1 の考え方に基づいて、重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路を次のように設定します。

<重点整備地区の区域>

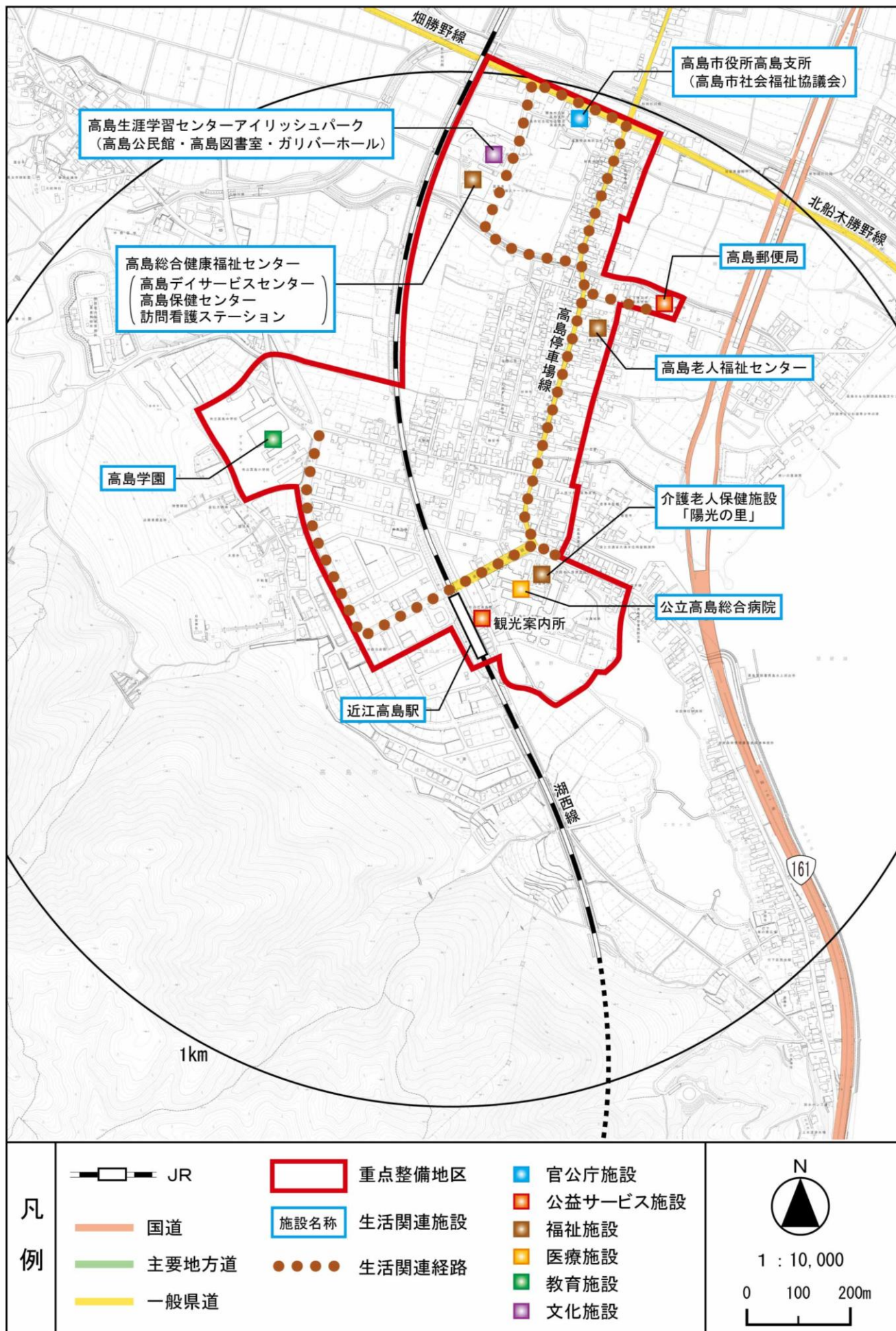
- 近江高島駅周辺地区で、主要な施設が立地している駅北側の1 km 圏内のエリアで、生活圈としてまとまりのあるエリアを重点整備地区とします。

<生活関連施設>

- 重点整備地区に立地する施設のうち、JR 近江高島駅、公立高島総合病院、介護老人保健施設「陽光の里」、高島学園、高島老人福祉センター、高島郵便局、高島市役所高島支所（高島市社会福祉協議会）、高島生涯学習センターアイリッシュパーク（高島公民館、高島図書室、ガリバーホール）、高島総合健康福祉センター（高島デイサービスセンター、高島保健センター、訪問看護ステーション）を生活関連施設に位置づけます。

<生活関連経路>

- 上記に示した生活関連施設を結ぶ以下の県道及び市道を生活関連経路に位置づけます。
 - 駅から高島市役所高島支所周辺に至る経路（県道高島停車場線・畑勝野線）
 - 高島郵便局への経路（市道勝野萩の浜線）
 - 高島停車場線からガリバーホール周辺への経路（市道庁舎西線・小田川堤防線）
 - 介護老人保健施設「陽光の里」への経路（市道港打下幹線）
 - 駅から高島学園周辺への経路（市道高島駅前線・打下永田線）



7. 移動等円滑化のために実施すべき特定事業・その他事業

7.1 事業計画の策定方針

第6章において設定した重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路において、第5章に示した基本理念と基本的な方針を実現していくための特定事業や、特定事業に関連して実施するその他事業について計画します。

これらの事業計画は、以下の方針で策定します。

(1) 具体的整備項目の抽出

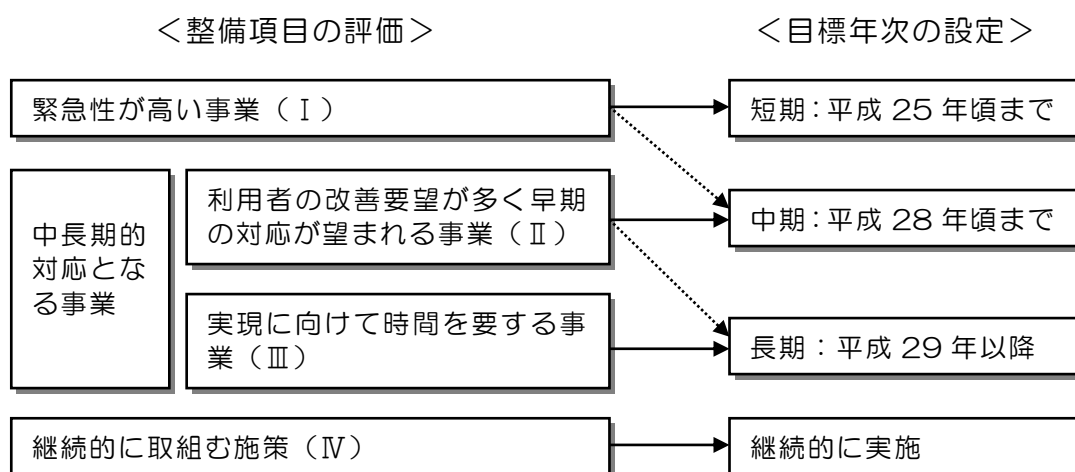
- 重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路について、理念・方針の実現に向けて現状の問題点・課題を抽出し、改善に向けた整備項目を抽出します。
- 協議会での意見及び現地点検調査、また関係者ヒアリング等による施設利用者等の意見をとりまとめ、事業計画に反映します。

(2) 整備項目の評価

- (1)で抽出した整備項目については、移動の安全性を確保する観点から緊急性が高いものと、緊急性は高くないが移動円滑化の観点から対応が必要なものに区分するとともに、後者については、利用者等の意見からみて早期の対応が望まれるものと、実現に向けては検討・協議・調整が必要で時間を要するものに区分します。
- 特に、現在歩道のない道路については、移動の安全性を確保する観点から緊急に対応が求められるものの、現道の幅員では歩道設置が難しいため、溝ぶたの設置や転落防止柵の設置など、安全性確保の観点から緊急に対応すべき改良を進めつつ、市が主体となって歩行者の安全な通行空間の確保に向けて地域沿道住民と検討を進めます。
- また、本地区の移動円滑化を進めていく上で重要である公立高島総合病院の建替えや、これに合わせた近江高島駅のバリアフリー化（エレベーターの設置等）計画を踏まえ、駅から公立高島総合病院に至る経路の移動円滑化を優先的に推進していく観点で整備項目の評価を行います。

(3) 目標年次の設定

- バリアフリー新法では平成 22 年を目標年次に定めていますが、下記に示すように短期を平成 25 年頃、中期を平成 28 年頃、それ以降を長期として、基本的には (2)において「緊急性が高いもの」と評価した事業を『短期』に位置づけ、「緊急性が高いもの」と評価されるが財源等の制約から短期に対応が難しい事業を『中期』とし、その他を『長期』に位置づけ、今後の事業実施の状況により緊急性・重要性を考慮しながら実施していきます。



7.2 特定事業計画

7.2.1 公共交通特定事業

◆鉄道駅（JR近江高島駅）

（1）整備の基本方針

近江高島駅は鉄道と徒歩、自転車、自家用車等との交通結節点であるとともに、公立高島総合病院をはじめ地区を訪れる人々の玄関口でもあります。このため特定旅客施設として、今後の高齢社会の対応に備えて安全で使いやすい交通結節点として、高齢者・障がい者等の円滑、快適な移動の拠点となる駅として整備を進めます。

一方、近江高島駅の移動等の円滑化は、国が定めた「公共交通の移動等円滑化に関する基準」、および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本とし、誰もが安全、快適、便利で連続して移動等ができる視点（ユニバーサルデザイン）を取り入れながら、できる限り利用者のニーズを反映した整備を進めます。

- 誰もが安全、快適および便利に移動等できることを基本に、最も一般的な経路で高齢者・障がい者等が円滑に利用できる「連続した移動等円滑化された経路」を1以上設置します。
- 駅の出入口からプラットフォームに通ずる経路について、基準に基づき幅を確保するとともに、エレベーター等の設置により高低差の解消、及び階段における手すりの設置により移動等円滑化を図ります。
- トイレのバリアフリー化、プラットフォームにおける行先表示の改良を行います。
- 視覚障がい者の誘導について、駅出入口からホームに至る経路及びホーム上において、適切に誘導できるよう、現在の視覚障がい者誘導用ブロックのJIS規格への改良、敷設ルート・方法の適正化を図ります。
- その他の誘導案内については、路線図・料金表等の見やすさ向上や、音声案内の充実、点字表示の改良を設備更新時に配慮するとともに、不足している面は駅員等による人的対応を継続します。
- 券売機、改札口、待合室等の駅設備について、設備更新時にバリアフリーに配慮した施設への改良を検討します。
- 公共交通事業者における社員等への教育・訓練の継続・充実により、介助等接遇の向上を図ります。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公共交通事業者（鉄道事業者）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
近江高島駅	●エレベーターの設置	I	○			平成 23 年度を目標
	●階段への 2 段すりへの改良	I	○			〃
	●多機能トイレの設置	I	○			〃
	●出入口の改良	I	○			〃
	●バリアフリー型券売機の導入	III			○	設備更新時に配慮（導入時までは駅員等による人的対応を継続）
	●路線図・料金表の改良	III			○	〃
	●点字表示の見直し・増設の検討	III			○	〃
	●幅 90cm 以上の幅広改札口の設置	I	○			平成 23 年度を目標
	●ホーム待合室の出入口の段差解消	II		○		更新時に配慮
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設と既存ブロックの改良	I III	○ (敷設)		○ (改良)	移動円滑化経路上（エレベーター、多機能トイレ等）の部分は短期に対応する
	●LED 表示器等の設置	I	○			平成 23 年度を目標
	●誘導案内表示の改良、音声案内の設置	I III	○ (誘導案内)		○ (音声)	構内の視覚障がい者等への行先案内は駅員等による人的対応を継続
	●駅員等による対応の向上、社員教育の継続・充実	IV	→			

※ → は継続的に取り組む施策

◆バス・タクシー車両等

(1) 整備の基本方針

バス車両等

車両更新時にはバリアフリー型車両の導入に努めるとともに、公共交通事業者における教育・訓練の充実により介助等接遇の向上を図ります。

タクシー車両等

車いす積載可能な車両を、必要時は配車して対応します。
公共交通事業者における教育・訓練の充実により介助等接遇の向上を図ります。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公共交通事業者（バス・タクシー事業者）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
バス車両	● 移動等円滑化に配慮した車両の導入	IV			→	車両更新時に実施
タクシー車両	● 必要時は車いす積載可能な車両を配車	IV			→	
—	● 高齢者・障がい者等のサポート等、社員教育の充実・徹底	IV			→	

※ → は継続的に取り組む施策

◆バス停留所

(1) 整備の基本方針

バス停留所については、高齢者・障がい者等が使いやすい構造・設備に改良するとともに、道路の既設バス停についても利用者の利便性に配慮し、できる限り使いやすいものに順次改良を加えます。

◎バス路線図、時刻表等は、高齢者・障がい者等に配慮した位置・文字の大きさとする。
また、必要に応じて点字表示・ルビ表記を検討します。

◎時刻表表示等において、バリアフリー車両の運行情報の提供を行います。

◎バス停留所部分で歩道設置済の箇所や、これから歩道設置を行う箇所では、マウンドアップ構造とします。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者、公共交通事業者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
バス路線図、時刻表	● 高齢者等にも見やすい表記への改良、点字設置	IV			→	運転手等によるサポート・案内を継続実施
	● バリアフリー車両運行情報の提供	IV			→	運転手等によるサポート・案内を継続実施
バス停留所	● バス乗降口部分の歩道のマウンドアップ化	II		○		必要に応じて歩道改良整備時に沿道関係者等と調整を行う

※ → は継続的に取り組む施策

7.2.2 道路特定事業

(1) 整備の基本方針

生活関連経路となる道路については、既に一定の歩道整備が完了している区間と歩道のない区間があり、歩道の有無によって次の整備の基本方針を定めます。

また、生活関連経路に設定した県道については、「滋賀県道路整備アクションプログラム」（平成 19 年度策定、計画期間 平成 20 年度～29 年度）において要整備区間としての位置づけはされていませんが、利用者のニーズが高く、市の重要な路線であることから、本構想の実現に向けて、次の計画見直し時には整備を盛り込むべく関係機関と協議・調整を行います。

1) 歩道のある区間

歩道の整備が完了している区間については、大幅な改良は必要としないものの、高齢者・障がい者等の意見を反映し、なるべく安全、快適で使いやすい整備を行います。

- 県道高島停車場線の駅の東西方向の区間と、それにつながる西側の市道高島駅前線・打下永田線については、これまでも歩行者の安全性確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められていますが、一部の箇所・区間において使いにくい形状となっていたり、移動等円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分があります。
- このような箇所・区間については、以下の事項に配慮して、できる限り改良を行います。
 - ◎ 舗装面の改修、段差の解消、グレーチングの改良、また勾配の緩和など、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良します。
 - ◎ 視覚障がい者誘導用ブロックについて、視覚障がい者等の意向を踏まえて、適正な配置、JIS 規格への改良を進めます。

2) 歩道のない区間

地区内の歩道のない区間は現道の幅員では歩道設置は難しいですが、安全性確保の観点から緊急に対応すべき改良を進めつつ、歩行者の安全な通行空間確保に向けて地域沿道住民等と検討を進めます。

<短期的な対応>

- ◎ 河川水路横断部や溝ぶたのない側溝区間等転落の危険のある箇所については、溝ぶたの設置または転落防止柵の設置を行います。
- ◎ 沿道住民や道路管理者・公安委員会等関係者と現在の道路の状況やバリアフリー化の必要性和問題点・課題を共有化し、歩行者の安全な通行や視覚障がい者の誘導ができる道路のあり方について検討し、整備計画をとりまとめます。

<長期的に対応>

- ◎ 上記に沿った整備を行います。

(2) 整備内容・整備時期

①県道

【整備主体：道路管理者（県）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
県道高島停車場線（駅につながる東西区間）	●滑りにくくガタつきの少ない舗装材の改良	II		○		更新時に配慮
	●セミフラット式歩道への改良の検討	III			○	現在マウンドアップ構造で平坦部は連続して確保されており、今後の改良等の中で検討
	●粗目グレーチングの細目への改良	II		○		歩道の一部に設置されているグレーチングであり、更新時に改良
	●交差点部の横断歩道端部の構造改良	I	○			平坦部分の拡大
	●視覚障がい者誘導用ブロックの改良	I	○			斜め誘導部分の設置不良箇所
	●歩道を占有している障害物の撤去、移設等	IV			→	
県道高島停車場線（高島口交差点より北側）	●歩行者の安全な通行空間の確保方策の検討（＊）	I	○			市が主体となって沿道関係者等と協働で取り組む（＊）
	●視覚障がい者誘導方策の検討	I	○			〃
	●転落防止柵の設置	I	○			水路横断箇所等
	●側溝の設置・改良	I	○			
	●粗目グレーチングの細目への改良	I	○			グレーチング部分も歩行者の通行上必要な空間であり短期に対応
	●歩道を占有している障害物の撤去、移設等	IV			→	

※ → は継続的に取り組む施策

＊ 県道高島停車場線については現地点検等において改善が求められる意見が多く出されたが、「滋賀県道路整備アクションプログラム」の位置づけがないため、早期に市が主体となって沿道関係者等と協働で整備計画の検討・合意形成を図り、次期改訂時に事業化が計画に盛り込まれるよう県に対し要望を行います。

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
 II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
 III … 実現に向けて時間を要する事業
 IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
 中期（平成 28 年頃まで）
 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
県道畑勝野線	●ガタつきの少ない舗装材の改良	II		○		更新時に配慮
	●セミフラット式歩道への改良の検討（東側マウンドアップ部）	II		○		舗装更新時等に沿道敷地と調整の上、セミフラット式への改良を検討
	●粗目グレーチングの細目への改良	II		○		歩道の一部に設置されているグレーチングであり、更新時に改良
	●交差点部の横断歩道端部の構造改良	I	○			縁石段差が大きい箇所の改良
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良	I II	○ (敷設)	○ (改良)		西側未設置区間の敷設は短期に対応
	●転落防止柵の設置	I	○			

②市道

【整備主体：道路管理者（市）】

※整備項目の評価は次のとおり

- I…緊急性が高い事業
 II…利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
 III…実現に向けて時間を要する事業
 IV…継続的に取り組む施策

《整備時期》

短期（平成 25 年頃まで）

中期（平成 28 年頃まで）

長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
市道高島駅前線・打下永田線	●舗装面の改良、路面表示の修繕、段差の解消	I	○			
	●横断勾配の緩和	I	○			道路の移動等円滑化整備ガイドラインの基準（1%以下）
	●転落防止柵の設置	I	○			
	●粗目グレーチングの細目への改良	II		○		歩道の一部に設置されているグレーチングであり、更新時に改良
	●視覚障がい者誘導用ブロックの改良	I	○			
	●植栽の適正な維持管理による通行空間の確保	IV			→	
	●歩道を占有している障害物の撤去、移設等	IV			→	
市道港打下幹線	●既設歩道の拡幅、段差のない構造への改良	II		○		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	II		○		
	●歩道を占有している障害物の撤去、移設等	IV			→	
市道勝野萩の浜線	●歩行者の安全な通行空間の確保方策の検討	II		○		市が主体となって沿道関係者等と協働で取り組む
	●視覚障がい者誘導方策の検討	II		○		//
	●側溝の設置・改良	I	○			
	●粗目グレーチングの細目への改良	I	○			グレーチング部分も歩行者の通行上必要な空間であり短期に対応
市道庁舎西線・小田川堤防線	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	I	○			

※ → は継続的に取り組む施策

7.2.3 建築物特定事業

(1) 整備の基本方針

生活関連施設に位置づけた建築物については、建替えや増改築時において、国の定めた「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」並びに滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に沿った整備を原則とするとともに、既存施設についてもバリアフリー化に努めます。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：建築物所有者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
バリアフリー未対応の既存建築物 (高島学園、高島老人福祉センター、高島郵便局、高島市役所高島支所)	● 建替え・増改築時のバリアフリー化	Ⅲ			○	
	● 既存建築物のバリアフリー化の実施	Ⅲ			○	
	● 施設職員等による対応	Ⅳ			→	施設面で不足する部分を人的に対応する
バリアフリー対応の既存建築物 (*)	● バリアフリー施設の適正な運用	Ⅳ			→	
	● 施設更新時の一部未適合部分のバリアフリー化	Ⅳ			→	
	● 施設職員等による対応	Ⅳ			→	施設面で不足する部分を人的に対応する

※ → は継続的に取り組む施策

- * 介護老人福祉施設「陽光の里」は建築物移動等円滑基準に適合
高島生涯学習センターアイリッシュパークは一部未適合（案内設備）
高島総合福祉センターは一部未適合（トイレ及び案内設備）

7.2.4 交通安全特定事業（信号交差点等）

(1) 整備の基本方針

安全、快適に交差点を横断できるように、生活関連経路上に必要な箇所について、高齢者・障がい者等に配慮した信号機への改良、横断歩道の設置等を行います。

- 既設信号については、必要な箇所について視覚障がい者付加装置の改良や高齢者等感應装置を設置します。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公安委員会】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所	整備内容	評価	整備時期※			備考
			短期	中期	長期	
近江高島駅口交差点	● バリアフリー型信号機への改良	II		○		
その他県道高島停車場線の交差点	● 横断歩道の設置検討(*)	I	○			市が主体となる交差点部分の道路改良計画と合わせて実施(*)
	● バリアフリー型信号機への改良等、交差点の安全対策の検討(*)	I	○			//

* 県道高島停車場線の信号交差点は、道路幅員が狭く歩道がないこと等から現在の道路条件では横断歩道の設置等が難しい状況にあるため、県道高島停車場線で示した「歩行者の安全な通行空間の確保方策の検討」を市が主体となって進める中で合わせて検討を実施し、公安委員会等に働きかけを行います。

7.3 その他の事業に関する計画

7.3.1 駅前広場のバリアフリー化

(1) 整備の基本方針

近江高島駅の東西に整備済の駅前広場は、駅と一体となった交通結節点及び高島地区の玄関口、さらに駅から周辺地区への移動等が円滑化された空間整備を行います。

特に、東駅前広場の駅出入口から公立高島総合病院までの経路にあたる区間のバリアフリー化を重点的に進めます。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者及び駅前広場管理者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備箇所		整備内容	評価	整備時期※			備考
				短期	中期	長期	
東駅前広場	駅出入口 ～ 高島病院	●舗装面の改良	I	○			
		●駅出入口付近へのシェルター延長	I	○			
		●視覚障がい者誘導用ブロックの改良	I	○			
	上記以外	●舗装面の改良	II		○		
		●横断勾配の緩和	II		○		道路の移動等円滑化整備ガイドラインの基準（1%以下）
		●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	II		○		
西駅前広場		●舗装面の改良、段差の解消	II		○		
		●横断勾配の緩和	II		○		道路の移動等円滑化整備ガイドラインの基準（1%以下）
		●視覚障がい者誘導用ブロックの改良・敷設	II		○		
		●粗目グレーチングの細目への改良	II		○		歩道の一部に設置されているグレーチングであり、更新時に改良

7.3.2 冬季のバリアフリー対策

(1) 基本方針

積雪による歩道の通行障害や、除雪による歩車道境界部への雪の積み上げのための見通し障害の解消を目指し、積雪時の対応の充実を図ります。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備内容	評価	整備時期※			備考
		短期	中期	長期	
● 積雪時の対応の充実	IV			→	積雪時の歩道や路側部等歩行者通行部分の除雪、歩道部への消融雪設備の設置等

※ → は継続的に取組む施策

7.3.3 案内・情報のバリアフリー化

(1) 基本方針

JR 近江高島駅周辺地区には、大溝城跡や旧城下町の古い町並みなどの歴史文化観光資源があり、これらに訪れる人々の玄関口でもあり、来訪者が安全、快適に移動等を行うためには、駅及び道路のバリアフリー化とともに、案内・情報のバリアフリー化が必要です。

このため、来訪者の視点に立ち、誰もが見やすく分かりやすい案内や情報提供を行うことが重要であり、分かりやすい案内により来訪者の回遊性を高め、まちの活性化を目指します。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：特定事業に係る各事業者等】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備内容	評価	整備時期※			備考
		短期	中期	長期	
● 誰もが見やすく分かりやすい、案内・情報のバリアフリー化への配慮	IV			→	
● 駅及び周辺地区における施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供	IV			→	

※ → は継続的に取組む施策

7.3.4 意識啓発

(1) 基本方針

バリアフリーのまちづくりの実現のためには、特定事業によるハードな施設整備とあわせ、初期の段階から市民等にバリアフリー化の推進に向けて意識啓発を行うことが重要である。具体的には、道路の利用等に関する市民の意識啓発に向けて、交通マナーの向上や沿道利用者のマナー向上等に関する意識啓発を行います。

(2) 実施内容

【整備主体：市、住民等】

※整備項目の評価は次のとおり

- I … 緊急性が高い事業
- II … 利用者の改善要望が多く早期の対応が望まれる事業
- III … 実現に向けて時間を要する事業
- IV … 継続的に取り組む施策

《整備時期》

- 短期（平成 25 年頃まで）
- 中期（平成 28 年頃まで）
- 長期（平成 29 年以降）

整備内容	評価	整備時期※			備考
		短期	中期	長期	
●違法駐車や自転車の放置の防止に関する啓発	IV			→	
●歩行者を優先した自転車の走行マナー等の啓発	IV			→	
●沿道利用マナー向上の啓発	IV			→	
●心のバリアフリーの広報、市民意識の啓発	IV			→	

※ → は継続的に取り組む施策

8. 移動等円滑化の事業推進に向けて

(1) 本基本構想の進行管理

本基本構想で示した特定事業計画等は、事業実施・完了、供用開始後の事業評価まで、継続的に進行を管理していくことが必要です。

このため、この基本構想の考え方を継承しつつ事業の実現に向けて連携・調整・合意を図りながら進めていく進行管理を進める組織づくり等を検討します。

(2) 関係者の連携による取り組み

基本構想に定めた事項に関する事業については、鉄道駅舎、駅前広場、道路、信号交差点などの各事業者が「特定事業計画」を定め、事業に取り組むこととなりますが、事業推進にあたっては、各事業者が単独で取り組む事項と、複数の関係者が取り組む事項とがあります。後者の場合には、関係者の連携が極めて重要であり、本市でも緊密な連携を図りながら事業を進めていきます。

(3) 市民参画によるバリアフリー化のための取り組み

今後、交通バリアフリー化を着実に進めていくためには、市民の方々の参画による体制を構築していくことが望まれます。このため、市民の意見を取り入れながら事業を進めていく方策等について今後検討を進めます。

(4) 市民意識の醸成（心のバリアフリー）

バリアフリーの推進にあたっては、行政機関や公共交通事業者等によるハード面の整備に合わせて、施設を利用する市民（利用者）のバリアフリーに対する理解と協力が不可欠です。このため、市民のバリアフリーに対する意識を醸成するための本基本構想を周知・広報することにより、市民（利用者）のソフト面での補完（心のバリアフリー）について、市民に理解・協力を求めています。

<用語の解説>

あ行

[移動等円滑化]

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

[移動等円滑化基準]

高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が特定事業ごとに政令省令等で定めた基準のこと。

[移動等円滑化基本構想]

市町村が、バリアフリー新法に基づいて駅などを中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区と定め、その地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載した計画のこと。

か行

[グレーチング]

道路側溝などにかける蓋として用いられる鋼材を格子状に組んだ溝ぶたのこと。

[心のバリアフリー]

駅や道路などにおける「物理的な障壁(バリア)」の他に、人の考えや気持ちの持ち方などの「こころの障壁(バリア)」があり、施設のバリアフリー化の不完全さを補完したり、施設のバリアフリー化を有効に機能させる、心遣いや気配り、コミュニケーションのこと。

さ行

[重点整備地区]

高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を優先的に推進しているとする区域のこと。

[スパイラルアップ]

具体的なバリアフリー化施策などの内容について、高齢者や障がい者等の参加のもとで検証し、その結果を受けて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

[生活関連経路]

生活関連経路相互間の道路や通路等の経路のこと。

[生活関連施設]

高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、その他施設のこと。

[セミフラット式歩道]

車道に対して数センチ（2～3センチ）の段差をつけた歩道のこと。

[その他の事業]

重点整備地区における生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもので、例えば、駅前広場、通路等に係る事業のこと。

た行

[多機能トイレ]

高齢者や身体障がい者をはじめ誰もが使いやすいよう、広いスペースに車いす対応便座、手すり、オストメイト対応汚物流し、乳児用おむつ交換シート、電動開閉扉等を備えたトイレのこと。

[特定事業]

基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するもので、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業のこと。

は行

[パブリックコメント]

行政機関などが計画を策定する際に、あらかじめ計画の素案を広く住民に公表し、それに対して出された意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

[バリアフリー]

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障害などすべての障害を除去するという考え方のこと。

[バリアフリー新法]

平成 18 年 12 月に施行された、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。

ま行

[マウンドアップ式歩道]

車道に対して 15 センチ程度高く段差をつけた歩道のこと。

や行

[ユニバーサルデザイン]

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、はじめから多様な人々が利用しやすいよう製品や建物、生活空間をデザインする考え方のこと。

<参考資料>

J R 湖西線近江高島駅エレベーター施設配置に係る

公立高島総合病院外来患者アンケート調査による自由記述

アンケート実施日(平成 21 年 8 月 31 日)

- ・エレベータはぜひつけて下さい。
- ・体の不自由な方、子どもづれの方、高齢者が外へ出たいと思える環境作りを。子連れ3人ではとても大変でした。(エレベータ設置希望)
- ・新しい病院ができるので、ぜひとも湖西線の駅にエレベータの設置をお願いします。
- ・エレベータが設置されれば、一人で出かけられるし、階段の上り下りも不要になり高齢者は楽になると思います。
- ・(エレベータは) 高齢になれば利用するようになる。
- ・足に障害があり、ぜひ各駅にエレベータをつけてほしい。
- ・エレベータが設置されたら家族を安心してJRに乘せられる。
- ・病院だけでなく買い物で安曇川へ行くので、帰りは荷物が重く階段が辛い。エレベータがあれば助かる。
- ・足が不自由でエレベータが欲しいです。
- ・膝が痛くて階段は辛いので、エレベータがあるとありがたいです。
- ・エレベータはあったほうが良いと思います。
- ・エレベータは必要。
- ・高齢者の利用も多いので、エレベータの施設は大歓迎です。
- ・エレベータを付けてほしい。
- ・車に乗れなくなって、JR を利用するようになればエレベータがあると足の悪い人にとっても便利
- ・早くエレベータができますように。
- ・ぜひエレベータを付けてください。
- ・早くエレベータつけてほしいです。
- ・(エレベータの) 早い設置を望む。
- ・ぜひエレベータを設置してほしい。膝の痛い人や体の悪い人が病院に来るので。
- ・(エレベータを) 早くつけてほしいです。
- ・障がい者や高齢者にはエレベータが必要である。
- ・車いすで外出するにもエレベータがなくて車のみの移動となるので不便です。
- ・エレベータはぜひ設置してください。
- ・高島駅にエレベータがほしい。

- ・とにかく早くエレベータを新旭・高島駅につけてほしい
- ・家から駅まで3キロ、バスは1日4本、駅エレベータも必要だが駅までの交通手段がない。交通網の整備を。
- ・エレベータ設置はいいと思います。
- ・高島駅に（エレベータが）設置されたら高齢者も利用しやすくなるのでよいと思う。ぜひつけてほしい。
- ・1日も早くエレベータがつくよう、お願いします。
- ・エレベータがなく乳母車で階段の上り下りができず、病院を変えざるをえませんでした。
- ・高齢者が階段で辛そうにしているのを見るとエレベータがあれば、と思う。エレベータが欲しいという声もよく聞く。
- ・エレベータができれば助かります。
- ・エレベータが全部つくると足が不自由でも安心して乗れる。もう少し回数が多いとよい。
- ・他府県からの観光客も多くなり、エレベータがないのは不親切だと思う。
- ・将来、車が運転できなくなった時、階段の昇降は非常にきつい。高齢の祖父母も階段を思うと車の送迎しか仕方ない。（エレベータ設置希望）
- ・年々歩きにくくなり、エレベータ設置を希望する。湖西線も利用が増えるのでは。

アンケート実施日(平成21年9月1日)

- ・（エレベータ設置は）税金の無駄。
- ・新旭駅にもエレベータを付けてください。
- ・高島駅にエレベータがないというのはびっくりです。けがなどでの通院は電車を使うのでぜひつけてほしい。
- ・高齢なので駅にはエレベータがほしい。
- ・手足が動かないので、エレベータをつけてほしい。
- ・エレベータをJRが全額負担で設置すればよいが、高島市の負担であれば財政危機の折、そこまで必要ない。
- ・高齢化に伴い、高島市各駅にエレベータは必要。
- ・マキノ駅にもエレベータを設置してほしい。
- ・高齢化が進んでいるのだから、エレベータはどの駅にも設置すべきだと思う。成人は20歳からだから、中学生から大人料金はおかしい。
- ・病院へ通う人にとっては、エレベータは絶対必要。車で来ているが、膝が悪いからどの駅もエレベータはほしい。
- ・エレベータを設置してほしい。
- ・家族に足の不都合な者がいるので、早くエレベータを設置してほしい。
- ・安曇川駅にエレベータが付いているのに、高島駅はなぜできないのかと思っている。

- ・（エレベータは）現在は必要ないが、後々必要になると思う。
- ・1日でも早くエレベータができることを願います。
- ・高島だけでなく、新旭にもエレベータができないと、足が不自由だから乗れない。
- ・マキノ駅からだと本数が少ないため、時間を合わせるのが難しい。帰りも同じ。エレベータができることで、電車を利用することはない。本数を増やしてくれるのなら電車でもよいと思うが、現時点では不便すぎる。
- ・足が不自由なため、階段の上り下りが大変。（エレベータ設置希望）
- ・高島駅にエレベータが設置されてないのは、現状の認識不足も甚だしい。早く設置すべきである。
- ・近江高島駅のエレベータの設置を要望する。
- ・エレベータが付くようにお願いします。
- ・今のところ車に乗れるが、足の痛みがあるのでエレベータがほしい。
- ・高齢者は膝が悪いので、早急に（エレベータを）設置してほしい。
- ・病院に限らず、老人には駅の階段は非常に苦痛である。駅にエレベータが無ければ、遠方の病院でもエレベータがあればそちらへ行く。是非、設置が必要である。市としての対応が遅すぎる。
- ・母の付き添いですが、やはり階段が下りれないと常々言ってます。（エレベータ設置希望）
- ・通院される方にとっては、病院の最寄りの駅にはエレベータが必要だと思う。JR勤務者の教育・訓練の内容見直しと教育・訓練の実施が必要と感じています。
- ・各駅にエレベータがあったら、私たち老人にとっては有難い。
- ・（エレベータはJR近江高島駅以外の）他の駅にも必要になると思う。

アンケート実施日(平成 21 年 9 月 2 日)

- ・上り下りが大変。週に2, 3回通わないといけないので、早くエレベータをつけてほしい。
- ・旧高島町以外へ行く時は全てJRを利用。時間が偏っているので30分に1本にしてほしい。1時間に3本あればベスト。高島駅にはもちろんエレベータをつけてほしい。膝が痛いので階段はつらい。
- ・早急にエレベータの設置を要する。
- ・病院が前にあるのになぜエレベータがないのか不思議。
- ・エレベータがほしい、高齢者はほとんど足の悪いものが多いので。
- ・将来、高齢になったらエレベータを利用すると思う、ぜひつけてほしい。
- ・（エレベータは）高齢になると大変必要と思う。
- ・病院へ来るにかかわらず、駅にエレベータは必要だと思う。
- ・エレベータ設置は乗降駅の両方にあって初めて有効です。高島駅だけの問題ではなく、アンケートの設問が方向違い。
- ・エレベータがある方が便利。

- ・エレベータの設置希望とバス・ＪＲとの待ち時間が短くなるよう希望。
- ・新旭駅にもエレベータを。
- ・エレベータは必要だと思う。
- ・車の通院ですが、時々ＪＲも利用してきます。近江高島駅にエレベータ設置を希望します。
- ・地域の医療拠点であり、他駅より優先して（エレベータを）設置すべきである。

アンケート実施日(平成 21 年 9 月 3 日)

- ・階段が長すぎる、エレベータは必要である。
- ・高齢の親は、一人での階段がつかく湖西線を利用できない。（エレベータ設置希望）
- ・エレベータがあれば利用する可能性は高くなる。
- ・今のところ階段の上り下りはできますがもう限界です、早くエレベータをお願いします。
- ・エレベータが設置されたら大いに利用する。
- ・高島駅にエレベータが欲しい。
- ・子どもが電車好きなのでよく利用するが、だっこで階段は危ない時もある。エレベータがあるととても助かります。
- ・どこに行くにもエレベータが無いため、出かけるのをやめることも多く、だんだん外出することが少なくなってきた。
- ・高島駅にエレベータが設置されたら駅まで車で送迎ができる。
- ・エレベータをつけて。
- ・1日も早くエレベータをつけてほしい。
- ・早くエレベータを設置すべきです。特に総合病院があるため。
- ・高齢者が多く、病院利用だけでなく他の用事でも電車を利用したいので早急に（エレベータを）設置してほしい。
- ・湖西線全駅に（エレベータを）つけてほしい。
- ・（エレベータが設置されたら）大変便利です。
- ・他の駅にはエレベータがあるのに、高島駅にないことを近所やいろんな人から不便だと聞く。年齢に関係なく不便です。
- ・子ども連れ、高齢者、車いすの人などはエレベータでないと大変。介助者がいるとは限らないので。
- ・エレベータは利用客が少ないので（エレベータは）必要ないと思う。
- ・身障者、高齢者がＪＲ利用の場合、（エレベータ未設置は）大変不自由を感じます。
- ・足が悪いのでエレベータがほしい。
- ・堅田へ行くことがよくあるが、エレベータがあり、足が不自由でも助かる。高島駅にもぜひ設置していただきたい。

- ・高島駅にエレベータを付けてほしい。
- ・(エレベータを)ぜひつけてください、ついでにトイレも洋式にしてほしい(しゃがめないのです)。
- ・エレベータの早期実現に努めてほしい。
- ・ぜひエレベータが欲しいです。
- ・(エレベータを)ぜひとも作ってほしい。
- ・これから足腰が弱くなり、駅を利用するときはエレベータがあれば便利でありがたいです。
- ・将来、車の運転ができなくなると湖西線を利用するので駅のエレベータはぜひ設置してほしい。

アンケート実施日(平成 21 年 9 月 4 日)

- ・(エレベータ) 設置を要望します。
- ・旧高島町の者ですが、エレベータがあれば良いと思う。
- ・ベビーカーで郊外へ行く場合、エレベータが設置されればとても楽になり、より利用する機会が増えると思う。
- ・駅との中間なので湖西線は利用しにくい、エレベータは必要と思う。駅までのバスの数があればうれしい。
- ・エレベータの設置を早くしてください。
- ・京都方面に行くことがあるのでエレベータを設置してほしい。
- ・高島駅にもエレベータの設置を望みます。
- ・エレベータがほしい。
- ・エレベータの設置を希望します。
- ・エレベータは足の痛い時には便利なので、つけてほしい。
- ・使いたい時間に電車がなく不便。高齢者、障がい者にはエレベータがないとＪＲは使いにくい。
- ・上り下りが困難なためエレベータがぜひ欲しい。
- ・足が悪く上り下りにいつも苦労するのでエレベータの設置を早急にお願いします。
- ・県外に行きたいとき、足が弱くエレベータがあれば都合が良い。
- ・トイレも広い方が良く、(エレベータ設置は)身障者にとっては大変よくなると思う。
- ・増便、近江舞子止まりを今津まで。エレベータ設置は大賛成、高齢化の進む中では絶対に取り組むべき事業だと思う。
- ・エレベータがあれば利用したい。
- ・アンケートをしなくとも、エレベータをつけるのは当たり前、ＪＲのサービスの悪さ、意識の低さを感じます。
- ・エレベータぜひ設置してください。
- ・(エレベータ設置は) 高齢でも自由に利用できるようになり、うれしいことです。
- ・エレベータよりエスカレーターなら利用するかもしれない。

【付属資料】

1. 高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

（設置）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、高島市交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、高島市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第25条第2項第1号から第4号までに掲げる事項について検討および協議を行うこと。
- (2) 法第25条第7項の規定により特定事業に関する事項について関係する施設設置管理者および公安委員会と協議を行うこと。
- (3) その他基本構想の策定に係る連絡調整を行うこと。

（組織）

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 行政機関
- (2) 公共交通事業者、道路管理者および公安委員会
- (3) 高齢者団体、障害者等の団体、市民団体、商業団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、基本構想の策定までとする。

（会長および副会長）

第5条 協議会に、会長および副会長1人を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、土木交通部交通対策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

《お問い合わせ》

高島市 土木交通部 交通対策課

〒520-1631 滋賀県高島市今津町名小路 1 丁目 4 番地 1

TEL 0740-22-0058

FAX 0740-22-4889

URL <http://www.city.takashima.shiga.jp/>

E-mail kotsu@city.takashima.shiga.jp

平成 23 年 3 月 滋賀県高島市